

平成22年12月  
勝浦市議会定例会会議録（第2号）

平成22年12月8日

○出席議員 18人

1番 岩瀬 洋 男 君	2番 中村 一 夫 君	3番 刈 込 欣 一 君
4番 土屋 元 君	5番 忍 足 邦 昭 君	6番 根 本 讓 君
7番 高橋 秀 男 君	8番 板 橋 甫 君	9番 丸 昭 君
10番 八代 一 雄 君	11番 岩瀬 義 信 君	12番 寺 尾 重 雄 君
13番 渡 辺 玄 正 君	14番 児 安 利 之 君	15番 水 野 正 美 君
16番 伊 丹 富 夫 君	17番 黒 川 民 雄 君	18番 末 吉 定 夫 君

○欠席議員 なし

○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	副 市 長 杉 本 栄 君
教 育 長 松 本 昭 男 君	総 務 課 長 岩 瀬 章 君
企 画 課 長 関 利 幸 君	財 政 課 長 藤 江 信 義 君
税 務 課 長 花ヶ崎 善 一 君	市 民 課 長 佐 瀬 義 雄 君
介 護 健 康 課 長 西 川 一 男 君	環 境 防 災 課 長 玉 田 忠 一 君
	兼清掃センター所長
都 市 建 設 課 長 鈴 木 克 己 君	農 林 水 産 課 長 関 重 夫 君
観 光 商 工 課 長 近 藤 勝 美 君	福 祉 課 長 関 修 君
水 道 課 長 藤 平 光 雄 君	会 計 課 長 渡 辺 秀 行 君
教 育 課 長 中 村 雅 明 君	社 会 教 育 課 長 黒 川 義 治 君

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 守 沢 孝 彦 君	議 事 係 長 大 鐘 裕 之 君
-------------------	-------------------

---

議 事 日 程

議事日程第2号

第1 一般質問

第2 休会の件

---

## 開 議

平成22年12月8日（水） 午前10時00分開議

○議長（板橋 甫君） ただいま出席議員は18人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

---

### 一 般 質 問

○議長（板橋 甫君） 日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、土屋 元議員の登壇を許します。土屋 元議員。

〔4番 土屋 元君登壇〕

○4番（土屋 元君） 皆さん、おはようございます。議席番号4番の土屋 元でございます。私は、次期市長選に立候補を見送り、今限りで市長職を退かれる藤平市長のこれまでの政治姿勢、及びこれからの政治姿勢についてお伺いいたします。私の持ち時間は1時間でございます。

質問を始める前に、本日は多くの勝浦市婦人学級の皆様たちが議会の傍聴にお越しいただき、まことにありがとうございます。皆様の厳しい、しかし、とても温かい励ましの視線を感じながら、私なりに精いっぱい頑張りたいと思います。よろしくお伺いいたします。

また、藤平市長におかれましては、今定例会が市長との最後の一般質問でございますので、今までに増して、率直で真摯なご答弁を期待するものであります。よろしくお伺いいたします。

それでは、早速、本題に入らせていただきます。ご存じのように、藤平市長は1999年、平成11年より「市民こそ主人公」を政治理念として、勝浦市の行政運営の指揮をとられてまいりました。そこで大きな質問項目の1つとして、藤平市政3期12年をどのように評価し、どのように総括されるのかをお伺いしたいと思います。

次に、大きな質問項目の2つとして、今期、平成19年から平成22年度における市長選での公約として約束されました5つの項目がございますが、1つとしては、健全な財政運営の確立、2つとして、少子高齢化対策、3つ目に地域活性化対策、4つ目に市民の健康対策、5つ目に防災・防犯対策の5本柱でございました。

そこで、最初に、私は1番目に掲げられました健全な財政運営の確立の具体策として、事務事業の見直しや経営の効率化など、財政の構造改革を推進しますとなっておりますが、2005年に策定されました行政改革2005の実施状況を踏まえて、事務事業の見直し、実施計画事項についてお伺いいたします。

事務事業の見直しの最重要であり、かつ最優先実施計画事項として、行政評価制度の導入が2005年から計画されております。そこで、1点目で、行政評価制度の導入について、実施状況については、今年度報告の中で18年度決算時における事務事業評価を実施したが、公表に至ら

なかった、目標未達成と総括されています。そこで、その未達成の原因分析と今後の取り組み姿勢についてお聞きしたいと思います。国では事務事業の見直しの中で事業仕分けが盛んにされています。当然、勝浦市の1丁目1番地として一番先に上げられた実施計画事項でありますので、ぜひ未達成の原因と取り組み姿勢について、お答え願いたいと思います。

次に、2つ目といたしまして、イベントの再検証について掲げております。イベントの再検証については、実行委員会形式としてふさわしい作業分担を検証して、適正な運営を図り、平成18年度よりビッグひな祭り実行委員会を組織して見直したなど、組織強化を図られたとありますが、今後におきましては万全なのかどうか、また、どうあるべきかについてお答えください。

次に、民間委託推進の実実施計画事項についてお伺いいたします。

まず最初に、①としまして、学校給食調理業務の民間委託については、施設の改修を含めた民間委託について検討するとございますが、今年度は県内の各給食センターへアンケートを実施し、この結果などを踏まえて、今後における方向性などを検討していくと説明されておりますが、そこでお伺いいたします。1つとして、県内の各給食センターへのアンケート結果の内容はどのようなものであったのかをお答えください。次に、2つ目といたしまして、今後の方向性について、現状の認識はどのようにお考えなのか、お答えください。

次に、組織の改編の実実施計画事項についてお伺いいたします。その中で、1つとして保育所の統廃合についてお聞きいたします。実施事項では、保育所ごとの今後の入所児童見込み数の把握を行い、東保育所、郁文保育所、鶴原保育所について、統合の可能性を検討したと説明されておりますが、そこでお聞きしますが、イとして、統合の可能性の現状はどのように把握されているのかをお答えください。

ロとして、上記3保育所の定数と実際の入所者数及び将来にわたる見込み数の把握はどのようになっておるのか、お答えください。

ハとしまして、勝浦中央保育所の定数と入所者数及び建物の老朽化について、どのように認識されているか、お答えください。また、あわせて、建てかえの取り組み姿勢については、今現在どのようなお考えか、お答えください。

次に、選挙公約の3番目に掲げられました地域活性化対策についてお伺いいたします。

1つとして、地域活性化対策として、産業の振興を図りながら、活力あるまちづくりを推進しますとなっておりますが、そこで具体的にお伺いいたします。

まず①としまして、各種イベントの充実等による観光客の誘致については、大いに取り組みをされ、成果があったものと推測いたします。そこで、各種イベントの継続に当たってはどのような課題があるのかをお答えください。また、どのような点に留意して取り組まれるべきかも、あわせてお答えください。イベントの生みの親として、今後の方向性を探るために、ぜひお教え願いたいと思います。

②といたしまして、イベントの交流によるまちづくりを藤平市長は推進されてまいりましたが、さらなる交流の展開のために新規イベントの開催や新資源の開拓、そして近隣市町との連携企画や販促活動など必要であると深く、強く考えますが、今現在どのような見解かをお答えください。

次に、③として上げられました浜行川地区の民間施設ウエルネスタウン・行川の早期着工へ

働きかけますという公約。これは雇用の確保、消費の拡大等を図るためにはぜひ必要だということで公約に掲げられましたが、そこでお伺いいたします。1つとして、現況の進捗状況はどのようになっているのかをお答えください。2としまして、働きかけの実情はどのようにされているのかをお答えください。

そして、最後の質問事項ですが、「市民こそ主人公」の理念の具体的展開策についてお伺いいたします。申しわけありませんが、実際、どのように施策に反映されてこられたのか、私にはよくわかりません。そこでお尋ねいたしますが、私の過去の議会や委員会などでの提案や質問させていただきました事項を中心にお伺いいたします。

まず最初に、1つ目としまして、JR勝浦駅前ロータリーの海中展望塔のモニュメントの有効活用策について、いろいろ提案させていただきましたが、このことについてはどのように検討され、どのような結論に至ったのかをお答えください。

2つ目といたしまして、観光案内所駅前トイレの案内看板や道路にある観光施設誘導案内看板など改修整備提案の進捗状況について、どのようになっているか、お答えください。

3番目といたしまして、鳴海神社前公園に展望塔を設置するという提案だったのですが、その新設計画案についてはどのように検討され、今現在どのようなお考えなのかをお答えください。

4つ目としまして、企業誘致の活動提案をご提案いたしました。その提案状況について、活動状況についてお答えください。

次に、5としまして、市民の声を市政に反映させる手段として、地域懇談会の開催提案の必要性について、現在のお考えをお答えください。

そして最後の質問事項、6としまして、今、勝浦市を覆っています暗雲立ち込める最大の危機的な難題、鵜原地先のリゾートエリアに計画されています産業廃棄物最終処分場建設計画について、その阻止に向けて、首長としてどのような取り組み姿勢なのかをお答えください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（板橋 甫君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの土屋議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、市長3期12年をどのように評価し、総括されるかのご質問であります。私は平成11年3月市長に就任し、今日まで「市民こそ主人公」を基本理念として、市政に取り組んでまいりました。この間、議員の皆様を初め、市民の皆様のご支援、ご協力をいただきながら、市政の発展と住民福祉の向上のために全力を傾注してまいりました。

その施策の基本は、平成13年度を初年度に、平成22年度を最終年次とする10カ年の勝浦市総合計画であり、「海と山の活力を生かし合う華あるまちづくり」、「安心と安全を分かち合う慈しみのまちづくり」、「自然と向き合い文化を育む潤いのまちづくり」を将来像の3本柱として、生活基盤整備を初め、産業の振興や教育文化の向上、生活環境保全、健康・福祉の推進、市民参加の事業の推進など、鋭意取り組ませていただいたところであります。

これまでに取り組んできた主な事業といたしましては、若い人たちが安心して子育てができるよう児童館の建設、放課後ルームの開設、医療費助成の拡大を図るとともに、高齢化社会に対応するため、民間の特別養護老人ホームの誘致やシルバー人材センターの設置、市民バスの

運行など、高齢者対策を進めてまいりました。

教育関係につきましては、保護者の理解を得ながら、小学校の統合を実施したほか、勝浦小学校の改築、勝浦中学校の耐震補強大規模改修などを行い、教育環境の整備を図ってまいりました。

そのほか、火葬場の改築や勝浦診療所の改築による保健福祉の充実を図りました。

さらには、通年型観光地づくりを目指して、ビッグひな祭り、カツオまつり、いんべやあフェスタなど、新たなイベントの創設や充実を図る中で、交流人口の増加に努めるとともに、西東京市や和歌山県那智勝浦町、徳島県勝浦町と友好都市を締結して、地域間交流の拡大を図ってまいりました。

また、厳しい財政状況が続く中で、安定的な財政基盤づくりのため、行財政改革を強力に推進してまいりました。定員管理の適正化を初め、小学校の統廃合や指定管理者制度の導入、さらには市民の皆様のご理解をいただきながら、ごみの分別収集や可燃ごみ収集の有料化の開始などもさせていただきましたが、今後も新たな行政改革大綱に基づき強力に進めていかなければならないと考えております。

これらの施策の実施に当たりましては、市民の皆様のご深いご理解と市議会の皆様方の強力なご支援があったからこそと深く感謝を申し上げる次第であります。

最近では、おかげさまで長年の懸案でありました市民文化会館の建設にも事業化のめどが立ったところであり、また、各種イベント交流施策の進展により、地域ブランドづくりなど、地域振興に取り組む息吹も感じられるところでもあります。しかしながら、将来に目を向ければ、本市を取り巻く状況は、分権社会の到来、あるいは少子高齢化の進展、厳しい財政状況は年々激しさを増してくるものと考えます。

短期的には、百年に一度と言われる経済状況に対し、国は数次の経済対策を講じておりますが、これを最大限活用した効果的な対応が望まれますし、次期総合計画の策定、推進に当たりましても、経済状況を踏まえた広範な議論が求められております。

また、中長期的には、保育所の統合や老朽公共施設の対応、学校の耐震化や統合に伴い生ずる空き施設の活用を含めた地域振興等の検討、ごみ処理施設の建設推進における広域連携、そして、政策推進を行う行財政改革への道筋など、枚挙にいとまがないほど課題は山積しておりますことから、今後は全職員が一致して市民との協働のもと、この難局を乗り切っていかなければならないと思慮いたしております。

ただいま特に印象深い事案を申し上げてまいりましたが、全体として振り返れば、折しも日本全体がバブル経済崩壊後による長期低迷の時代であり、財政運営に非常に苦しい時期でもありました。

地域活性化のきっかけにできたらとの思いで誘致に努めた行川アイランド跡地開発や、先ほど述べました課題の一端など、私の代で実現できなかったことは残念な思いもございりますが、各種行政計画に位置づけさせていただいた施策は、おおむね達成できたものと感じております。

私は市長就任以来、議員の皆様、市民の皆様のご指導、ご協力を仰ぎながら、ささやかながら本市のまちづくりに寄与でき得ましたことは、大きな喜びと感じているところであります。

次に、今期における私の公約として掲げた施策のうち、事務事業の見直しについて申し上げます。

1点目の行政評価制度の導入についてであります。議員ご指摘のとおり、試行実施後、本格導入に至っていない状況にあります。行政評価の必要性につきましては認識をいたしておりますので、試行実施時の問題点等を踏まえ、本格実施に向け、取り組んでまいりたいと考えます。

なお、本格導入に至らない原因として、事務事業評価シートの項目等に改善の必要があるものと考えております。

2点目のイベントの再検証について、ビッグひな祭り実行委員会の組織見直し及び組織強化についてであります。ビッグひな祭り実行委員会では、平成18年より事務局を設置し、総務部、女性部、商工部、観光部の4部会を統括することで組織の強化を図りました。事務局設置により、実行委員会の決定事項を重視し、各部会間で共通認識を持ってイベントを実施しております。

次に、組織の見直しや組織強化を図ったことで、今後において万全なものなのかのご質問でございます。開催場所等いろいろ開催に伴う条件が変わることが予想されますので、万全とは言えませんが、そのときの条件に合った対策や対応により適正な運営を図ることが必要であると考えます。

また、どうあるべきかというご質問であります。市民はもとより、だれもが参加できるイベントとなることを望ましいと考えております。

次に、民間委託の推進について、1点目の県内の各給食センターへのアンケート結果についてのご質問であります。本年9月に教育委員会で県内の学校給食調理業務に係る民間委託の状況についてアンケート調査を実施いたしました。その結果、県内54市町村の学校給食センターのうち、26市町において学校給食調理業務の民間委託を実施しており、うち21の市町では経費を削減できたとの回答を得ております。本市の学校給食共同調理場と同規模の調理食数を有する4市町では、民間委託しても経費の削減を図ることはできなかったとの回答がありました。

また、調理業務民間委託について、委託料を支払い、すべて民間委託している市や市町村所有の学校給食施設・設備の管理を含め、民間委託している市町など、委託の形態が市町村の実情により異なっております。

なお、本調査により、民間委託を導入した結果、衛生管理や調理技術などの課題を抱えている市町があることも明らかになっております。

次に、今後の方向性についてであります。学校給食調理業務の民間委託につきましては、本アンケート調査の結果を踏まえ、老朽化した共同調理場の改修を含め、今後、総合計画策定の中で検討してまいりたいと考えております。

次に、保育所の統廃合についてであります。1点目の統合の可能性の現状はどのように把握されているのかということにつきましては、保育は適正な規模での保育を受けることにより、児童が固定化されることなく、多くの児童とかわりを持つことにより、集団適応力や社会性をはぐくむなど、児童の健全育成への効果が上げられ、小規模保育から適正規模への保育環境の整備が重要と考えており、まず現在、児童数が一番少ない郁文保育所の統合について、地元の串浜区、松部区の住民及び保護者に対し、児童が減少していく中で、子供にとっての保育環境について、また一方では、市の財政的な問題についても説明し、地元のご理解とご協力を得

て、統合に向け、その推進に努めている状況であり、今後、統合にかかわる地元及び保護者からの意見、要望等の条件に対する市の考え方を提示し、協議が整えれば、統合を図ってまいりたいと考えます。

2点目の東保育所、郁文保育所及び鶴原保育所の定数と実際の入所児童数及び将来の規模についてであります。東保育所の定数は90名、11月現在の入所児童数14名、郁文保育所が定数60名、入所児童数8名、鶴原保育所が定数60名、入所児童数23名となっております。

将来の見込みにつきましては、各保育所への通所区域が特定されてなく、当該保育所地区内におけるゼロ歳児から5歳児の住民登録人口と保育所入所児童数に乖離があり、見込み数の推計ができませんので、平成23年度の入所申し込みを踏まえた児童数で申し上げますと、東保育所12名、郁文保育所6名、鶴原保育所20名となる見込みであります。

3点目の中央保育所の定数につきましては150名で、入所児童数は年度当初146名でありましたが、現時点では150名という状況であります。

建物の老朽化について、どのように認識されているのか、また、建てかえへの取り組み姿勢についてであります。各保育所施設につきましては、設置から長い年月を経て、改修等も行ってありますが、ほとんどが木造施設であり、平成7年に上野保育所の改築を行った以降、他の園舎についても修繕等の維持管理を行い、保育に支障のないよう努めております。今後、児童の減少や保育環境の向上、充実という観点で、施設改修あるいは保育所統合の推進にあわせて施設改修を視野に入れていく必要があると考えます。

次に、地域活性化対策について、1点目の各種イベントの充実等による観光客誘致についてであります。初めに、若潮まつりについて申し上げます。若潮まつりは、来年度が第40回となることから、これまで以上に盛大に実施できればという思いであります。若潮まつりの課題といたしましては、平成24年度（第41回）以降の継続については、会場付近の施設改修事業の進捗状況等により、現在の会場で行うことができるかわからない状況であります。

次に、コスモスフェスタについて申し上げます。コスモスフェスタは、今年で第10回目となり、平成21年からはTOTOプラテック株式会社勝浦工場のTOTOリモデルフェアとの合同イベント開催により、地元企業と交流等、地域の親睦も深まっている状況となり、総野地域で行う大きなイベントに成長いたしました。

継続に当たっての課題は、コスモスの生育は天候により左右されるため、イベントに開花させられるか心配がつきまとうことや会場として使用している用地を継続的に借りることができるか等の点であります。

次に、いんべやあフェスタについて申し上げます。いんべやあフェスタも今年で第10回目を迎え、友好都市である西東京市、徳島県勝浦町、和歌山県那智勝浦町の参加、国際武道大学とのタイアップ、また、今年度においては全国朝市サミット物産展の同時開催等、イベントの充実を図りました。

次に、ビッグひな祭りについて申し上げます。ビッグひな祭りは、メイン会場としていました市民会館の閉館に伴い、昨年は新たに旧行川小学校を会場として開設いたしましたところ、地元の皆様の協力もあり、多くの方の来場がありました。ビッグひな祭りは、本市のイベントの中で観客動員を生む特に重要な施策として展開してまいりました。

次に、勝浦港カツオまつりについて申し上げます。勝浦ブランドとして有名なカツオをより

効果的に宣伝し、基幹産業である水産業の活性化はもとより、観光及び商工業とあわせた産業振興を図り、かつ観光客の誘致を目的とした勝浦港カツオまつりも、今年で第10回目の節目の年でありましたが、ビッグひな祭り同様、県内外からの多くの来場者でにぎわい、また、テレビや新聞等で広く報道されますので、「勝浦と言えばカツオ」のイメージが確実に定着したものと考えております。

今後の課題等についてであります。会場となっている勝浦漁港荷捌き場等の施設整備期間中の代替会場をどこにするか、また、カツオ資源が減少している中で、一本釣り船によるカツオの安定的な水揚げを確保するためにも、外来漁船誘致活動の拡充について検討する必要があると考えます。

若潮まつり、いんべやあフェスタ、ビッグひな祭り及びカツオまつりの継続に当たっての共通的な課題は、観客の通行の安全確保や交通規制の対応及び駐車場等の確保、案内等でありませぬ。

また、各イベントを通じ、実行委員会、構成団体の高齢化やボランティアの不足等、後継者の育成も課題となっております。

留意する点も各イベント同様、各関係機関と十分な協議を欠かさぬこととあります。

また、実行委員会を構成する関係者の協力、熱意、努力や多くの市民の参加がイベントを成功させる源と考へます。

2点目のイベントによる交流のまちづくりについてであります。新規のイベントについては、中房総観光推進ネットワーク協議会等、近隣市町連携によるイベント参加を検討しているところとあります。これに加え、商品開発、販促活動等、地域連携企画は、今後、地域にとって重要な観光商工の施策と考へます。

3点目、浜行川地区の民間施設、ウエルネスタウン・行川の進捗状況についてであります。ウエルネスタウン・行川につきましては、過去の議会において答弁いたしたところとあります。平成20年10月14日、代表取締役社長と担当部長が来庁し、現下の経済、社会情勢は非常に厳しい状況であり、本計画については無期延期をさせていただきたいとの申し出があったところとあります。その後、株式会社共立メンテナンス所有の土地を対象とする公有地の拡大の推進に関する法律に基づく土地有償譲渡届出書が平成22年3月31日付で提出されましたので、今後の対応について検討した結果、事態の推移を見守ることとしたところとあります。

なお、現在、市税務課所管の書類においては、当該土地の異動は確認できておりませぬ。

次に、「市民こそ主人公」の理念の具体的展開施策について、1点目のJR勝浦駅ロータリーの海中展望塔のモニュメントの有効活用についてであります。JR勝浦駅ロータリーの海中展望塔のモニュメントは、周辺の景観等、考慮した上で有効活用を図ってまいりたいと考へます。

2点目の観光案内所や駅前トイレの案内看板及び道路にある観光施設誘導案内看板等の改修整備状況についてであります。初めに観光案内所や駅前トイレの案内といたしまして、トイレ入り口にユニバーサルデザインを取り入れ、わかりやすくいたしました。

次に、道路にある観光施設誘導案内看板等の修繕につきまして現地調査を行いました結果、約10カ所の修繕が必要であると考へております。

3点目の鳴海神社前公園への展望塔などの新設計画案についてであります。本計画はまち

づくり計画（現在は社会資本整備総合交付金）に位置づけられたもので、平成21年11月の全員説明会で説明させていただいた計画概要は、四阿と擬木柵の設置であり、平成26年度の事業予定となっております。本計画は、今後、詳細設計を作成する段階で修正等が考えられます。

4点目の企業の誘致活動についてであります。特定の企業を対象とした誘致活動は行っておりませんが、県における工業団地整備検討事業により、市が保有する浜行川地先の土地105ヘクタールの活用が図れないものか、県と協議したところであります。

当該事業は、企業ニーズや市町村の意向を踏まえ、県、県関係機関、市町村等が保有している土地を活用し、事業採算性を考慮した新たな工業団地の整備を市町村と共同して行うという考えのもとに調査を実施するものであります。活用にあたっての土地整備に係る市負担等を考慮すると、見送らざるを得ないものと判断した経緯がございます。

5点目の市民の声を市政に反映させる手段として、地域懇談会の開催の必要性についてありますが、市民の声を市政に反映させる手段といたしましては、アンケート方式、ヒアリング方式、モニター方式、ワークショップ方式、審議会、委員会、懇談会等、さまざまな手法があり、それぞれ長所、短所がありますことから、状況に応じた選択が必要であろうと考えます。

6点目の鶴原地先の産廃処分場建設計画の阻止に向けての取り組み姿勢についてありますが、私はこの産業廃棄物最終処分場建設計画に関しましては、当初から反対の立場を表明し、平成21年8月18日、知事に対し、市の意見書、請願書、陳情書及び署名を建設反対住民の会の会長初め、副会長、青年部代表、企画部長、勝浦市区長会長とともに手渡し訴えてまいりました。

また、本年10月24日に行われました産廃処分場建設反対市民決起集会では、大会会長として断固反対を訴えるとともに、一人の政治にかかわる人間としての政治信条において、海と緑の自然を大切にするという市民憲章を守り抜く覚悟を持ち、この勝浦の自然を子孫に残し得るためにも、強い決意で建設反対に努力してまいりたいと考えております。

以上で土屋議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 市長、ありがとうございます。時間が余りありませんので、最重要から行きたいと思っております。順序は逆になりますが、産業廃棄物処分場の件についてお尋ねいたします。これについては、勝浦が沈没するかもしれない最大の危機的な事案であります。鶴原地区、東急不動産じゃなく、風評被害によっては、勝浦周辺の小湊、御宿まで巻き込む大変な事態と憂慮しております。そこでお尋ねしますが、この当該建設予定地の最初の購入のきっかけというのを市長、ご存じでしょうか。M・M・Iですね。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） M・M・Iが当初購入した、その理由については不明であります。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） その原因を知らずして戦はできないと思っておりますよ。これは、市民の方も知っているとおおり、昭和43年、当時の山口吉暉市長が市長になった年に、過疎化にあえぐ勝浦市のために東急不動産、リゾート開発の誘致活動をした結果として、あの当該用地は地元の人たちの協力のもとにして、リゾート開発エリアとして東急不動産が買い上げた土地です。そこが昭和48年、49年のオイルショックによって遊休地処分を選んだ東急不動産からM・M・Iのオー

ナーであります峯岸さんが購入した土地であります。ですから、そういったことを知らないということは、非常に重要なことを認識されていないというふうに私は強く思います。もしわからなければ、調べると。そのためにスタッフがいるわけですから、知りませんというのは、鶴原の反対の住民の方についても説明を受けていると思います。しかし、あえて首長としてやらなければいけないのは、もともと東急不動産のリゾート開発エリアだった当該土地をやむを得ないとは言いながら売った東急不動産と共闘して、何とかして建設の阻止に動くという首長の行動が必要だと思うんです。今まで東急不動産にこの件でお伺いしたことありますか。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 東急不動産がM・M・Iに譲渡したということは大きな問題にはならないと考えます。問題はそこに産廃の施設ができるということであって、それに対して私どもは当初から反対をしているわけで、しかもそこにつくることは、議員が言ったように、沈没するという話は、当初から、この地に産廃処分場を設置するならば、観光地帯として売り出している南房総の海岸全体に波及するし、経済効果を減少させる大きな原因になる。それは、勝浦が1カ所そういうものが設置されることによって、鴨川にもできる理由にもなるし、館山にもできる、そういうふうになる。それをご理解いただいて、私は市民憲章を守り抜くという決意を表明しております。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 東急不動産を訪問したことがあるかどうかを聞いただけです。議長、内容を整理してください。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 私は東急不動産には行っておりません。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 原因をつくった東急不動産にお邪魔しなくちゃいけないと思うんですね。共闘しろというのは、なぜ共闘するかというと、市制50周年のときに子供の作文コンクールをやりましたよね。そこで勝浦の自然を守るというのはみんな言ってますよ。気持ちだけでなく、行動することが大事だというふうに言っているんですよ。東急不動産も迷惑しているという回答が来ているのです。一緒になって、何とか力をかしたいという思いもあると思います。ですから、明日からでもいいから東急不動産にお邪魔して、一緒になって阻止に向かって共闘しましょうということを力説するということは、首長として当然だと思いますが、いかがですか。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） それを拒む要素は一つもありません。それと同時に、議員の皆さんにおいても、建設に反対する委員会をつくり、研究を重ねるということにもなりました。その委員会活動の一環としても、議員の皆様にもぜひお願いしていきたい、そう思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） ですから、50周年のこの市長賞の子供が、行動が大事だと言っているんですから、東急不動産の力をかりて、一緒に速やかに共闘の申し入れをするということが大事だと私は言っているのですが、私が市長だったら明日行きますよ。1日でも行動しますよ。残されたあと3カ月を一生懸命やってもらいたい。全勢力を傾けるという約束をしたじゃありませんか。ですから、ぜひ、そういう行動をしていただきたい。勝浦がおかしくなるわけですから、

対岸の火事じゃないですよ。三井不動産社長にも会って共闘の申し入れをするということが、首長として一番大事な行動だと私は力説するのです。そういうことが大事なのです。ただ単にパフォーマンスで作文大会をやったとは思えません。

これからの勝浦、私たちの愛する勝浦、時間がないから前後していろいろ言っちゃうんですが、中学生議会もやりましたね。皆さん、思い出していると思いますが、そこで一番バッターは何を言っていますか。市の未来について言ってます。「先輩方は、就職のために勝浦から出ていく人は多いですが、将来、僕たちが就職できるような産業を勝浦に誘致するよう、計画があれば教えていただきたい」。それに対して、「今まで企業2社を誘致しましたが、現在、企業などを誘致する計画は特にありません。今後においても企業誘致に努めてまいりたいと考えます」と答弁しているんですよ。実際、企業に1カ所でも2カ所でも行かれましたか。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） まず産廃の件について、子供たちが書いた作文に、私の現在までの行動はいささかも乖離をしていない、そう判断しております。もっと行動が必要ならば、私のみならず、議員の皆様も一緒にこの勝浦の問題を考えるという事態になっておりますので、議員の皆様もこぞって、東急不動産の社長にご面会できるようにお願いしたいと思います。

それと、もう一つの企業誘致の件については、企業誘致は、その土地を開発する開発資金は、その市町村で持つということになっている。したがって、勝浦に平地がない。そういうところでもしやるならば、開発資金を投じてやらなければならない。だから、仮に勝浦市で持っている浜行川の地域の土地をもし開発に供しようとするならば、その開発事業費は市で負担して販売しなければいけない。そういうことを考えるならば、ただ単に言うだけでなく、その後の問題まで、勝浦市にその開発費用がどれだけ後世に負担になるか、そういうことも考えて対応する必要があると。それが現在、市政を担当している人間の責任であり、そういう負担を次の世代を背負う子供たちに負わせてはいけないということで、その企業誘致については、もっと将来を見極めた上で対応する必要があると考えます。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 企業誘致についてはやる気の問題です。企画課長に聞きますが、企業誘致推進委員会という条例でつくられた委員会を、ここ数年やられたことがありますか。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） ここ数年の事例としてはございません。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 子供たちの真剣な訴えを聞いてないからですよ。その資金も含めて、これを推進しますというのは市の公約ですよ。この資金繰りも含めて推進すると。専門的なことでいろいろ問題があるから、それも含めて推進します。そして、専門委員会も持っているわけですよ。やる気がないから、へ理屈ばかりで、子供たちを裏切るような答えになってしまうと思うんですね。

続けて行きますが、中学生議会で2番バッターが言いましたよ。ビッグひな祭りみたいな大きな企画が今後予定されていたら教えてくださいと言ったら、「今後の大きな企画ではありますが、市が主体となる企画は現在のところ、ありません」。こんな子供の夢を市がとるような答弁では、なってませんよ。一緒になって、皆さん方と大きいイベント、楽しいイベントをつくりましょ

うねと呼びかけたらいいじゃないですか。だから、そういうやる気のない、思いというのは子供の前ではさらけ出しちゃうんですね。せっかく中学生議会をやったんですからもっと真剣にやらなくちゃだめですよと私は思います。

時間がないからどんどん行っちゃいますが、次に誘導看板の修繕の必要な箇所は10カ所あると言いましたけど、こういう状況ですよ。目には見えません。こんな色じゃ、今日来たお客さんが迷子になりますよ。これは私が個人的に市の許可を得てペイントしたものです。やる気の問題ですよ。今日来たお客さんが迷子になるような案内看板はやる気のない証拠なんですよ。これはそういうことです。

まだ4分あるから言うんですが、結論から言っちゃうと、国際武道大学生を温かく迎えようというモニュメント、はげちゃってはげちゃって、三日月さんから朝市に行く観光客が何だと思えますね。もう国際武道大学ないのかなという看板ですよ。これはどこが所管しているんですか。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） 所管は企画課の担当になっております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） 土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） こういう状況を藤平市長はどう思われますか。答弁願います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 改善していく点は改善していくつもりでおります。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○4番（土屋 元君） 時間が3分ですから、先ほど総括されましたから私が言いますが、歴史をさかのぼると、昭和33年に勝浦市が誕生しましたことは十分承知です。そのときに皇太子様と美智子様がお泊りになったのは、勝浦に。そのおかげで、この52年間、今の天皇后陛下は4回もご来勝ですよ。これはすごいことです。その南房総国定公園が指定された年でもあるんです。鶴原の産業廃棄物処分場は絶対やめさせなくちゃいけない。富田好三市長は、当時、合併の反対運動があったのによくまとめられて、半年間の初代市長です。2代目の吉野 貴市長は、まちづくりは人づくりと言いながら、人づくりの基盤、小学校を5つ、中学校を5つ、体育館も建設されています。生活基盤、万名浦の市営住宅建設事業。吉野 貴市長は2期8年で、まさに市営住宅建設を推進したのです。そのときに、既に市民会館や官軍塚、展望台を建設されています。ですから、そういった歴史の中で、山口吉暉市長は8期32年されましたが、まさにリゾート開発を2つも誘致しました。東急不動産、三井不動産、それから千葉県の出先機関をばんばん誘致しました。人脈を生かしての武道館研修センター、武道大学、外房線の複線化、興津、松野バイパス道路、TOTOのほか2社の工業誘致、とりわけ熱心になりましたのは皇族へのアピールもありましたが、とにかく8期やられた。もちろん藤平市長も3期12年の中では、旬の出来事やイベントを通して、勝浦の名前を全国的に有名にされました。テレビなど、マスコミに多く取り上げられる、この効果は非常に大きいものがあります。

しかし、ここで課題だけ言っておきますが、市長としての心構えについては問題があります。

2点目は、勝浦市民に親しまれた行川アイランドの存続、市民運動についての選択肢は、正しかったかどうか疑問があります。

3点目として、北口開発の3億円の購入は問題がある。そして、イービス艦との事故。

以上、そういう形の中で、いろいろ問題があることを総括しながら、また残り3カ月頑張っていたきたいと思います。以上で質問を終わります。

○議長（板橋 甫君） これをもって土屋 元議員の一般質問を終わります。

午前11時15分まで休憩します。

午前11時01分 休憩

---

午前11時15分 開議

[13番 渡辺玄正君退席]

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、八代一雄議員の登壇を許します。八代一雄議員。

[10番 八代一雄君登壇]

○10番（八代一雄君） 議長のお許しを得ましたので、藤平市政の総括について質問させていただきます。

さきの9月定例会において、市長ご自身より今限りでの引退表明がなされ、今議会が一般質問最後の議会となりました。そこで、市長の思いを幾つか伺いいたします。

在任期間も残すところ3カ月余りとなりましたが、藤平市政3期12年を振り返ってのご感想を最初にお聞かせください。

平成11年、市内の全地区27会場で行った市民懇談会からスタートし、就任当初より「市民こそ主人公」という基本理念を柱に、長引く景気の低迷、厳しい財政状況の中、市政運営に携わり、勝浦ネットワーク構想から生まれたビッグひな祭りなど、各種イベントを初め、多くの施策を展開してきたことは、皆様ご承知のことと存じます。その12年間の市政運営の中でも、実現できなかった事業などございましたら、その理由も含めてお聞かせください。

次に、勝浦の今後の発展についてどのようなお考えか、お示してください。

そして、次期市長にぜひ継承して行ってほしいものや、託したい事業などございましたら、お聞かせください。以上です。

○議長（板橋 甫君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

[市長 藤平輝夫君登壇]

○市長（藤平輝夫君） ただいまの八代議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、市政3期12年を振り返っての感想をとのご質問でございますが、私は平成11年3月に市長就任以来、今日まで一貫して、「市民こそ主人公」を市政運営の基本理念として、本当の意味での勝浦の豊かなまちづくり、日々の暮らしが文化になるまちづくりの実現に向け、全身全霊で取り組んでまいりました。

この間、市民の皆様のご支援、ご協力により、環境の整備や福祉の充実、教育と産業の振興等に力を注ぎ、任期中に児童館の建設や火葬場、勝浦小学校の改築などのハード事業、市民バス運行やシルバー人材センター設立などのソフト事業など、市の発展に欠かせない重要事業がほぼ完成を見ることができました。このように、本市発展にささやかでも寄与できたことは、私の大きな喜びであります。

私が就任したときは、バブル経済崩壊後の長引く経済不況の中で、国や多くの自治体において財政の健全化が大きな課題となっておりました。そのため、自治体の経営という視点から行

財政改革を積極的に推進するとともに、新たな可能性を求めて、観光や地産地消の推進など、まちづくりの市民参加を促すなど、創意工夫しながら効率的な行政運営に努めてまいりました。これらの取り組みは必ずや将来芽吹き、たくましく育ち、また大きく花開くと信じております。

以上述べました事業の推進ができましたことは、ひとえに議員各位と市民の皆様の温かいご理解とご支援の賜物であると考えております。

また、ごみ焼却場の建設や運動公園の整備など、当面する大きな政治的課題や任期中に志半ばという事業もあるわけではありますが、市政そのものは市長がかわっても面々と引き継がれるものでありますので、今後、新しい市長に一層の充実方、ゆだねたいと考えております。

一言つけ加えますと、どの事業におきましても最善を尽くして臨んできたと自負しているところであります。

次に、勝浦市の今後の発展についてであります。本市は首都圏に近接しているながら、他に類を見ない美しい自然や歴史名勝、日本有数の観光施設など、すばらしい資源に恵まれているなど、将来の発展の可能性は極めて高いものがあると感じております。

今後、少子高齢化の進展や財政の拡大が望めない時代の中で発展を目指すためには、これらの地域資源を効果的に保全・活用を図るとともに、もう一つの資源である人情の厚い市民力と一体となった協働の精神でまちづくりに当たる必要があると感じております。

また、次期市長への継承とのご質問であります。市長を目指す方におかれましては、優れた見識とバランスのとれた良識の持ち主が望まれると感じているところですが、次期市長には市民生活をより豊かで、より活力あるまちづくりに向け、努力していただけるよう念願するものであります。

特に、教育、市民福祉施策の一層の促進を図っていただきたいと考えます。

また、事業関係に関しましては、特に中央保育所及び学校給食共同調理場の改築を、まず第一にお願いしたいと考えるものであります。

以上で八代議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長（板橋 甫） ほかに質問はありませんか。八代一雄議員。

○10番（八代一雄君） 勇退を表明されました藤平市長に、市民サイドの立場になって質問させていただきました。ご答弁、ありがとうございます。前段にも申し上げましたとおり、残すところ、あと3カ月余りということで、今まで以上のお気持ちで市政運営に当たっていただくことをお願い申し上げまして、私からの最後の一般質問を終了させていただきます。以上です。

○議長（板橋 甫君） これをもって八代一雄議員の一般質問を終わります。

---

○議長（板橋 甫君） 続きまして、根本 譲議員の登壇を許します。根本 譲議員。

〔6番 根本 譲君登壇〕

○6番（根本 譲君） 質問する前に、今期で勇退される藤平市長に対しまして、一言、御礼申し上げます。思えば、新人議員として登庁した若輩の私に対し、親切、丁寧に答えていただき、また、全部ではありませんが、私の要望に対しまして実現させていただきました。例を挙げますと、小中学校、公共施設にAEDの配置、65歳以上の高齢者に対しての肺炎球菌予防ワクチン

の助成、最近では6月定例会で質問いたしました子宮頸がん予防ワクチンの助成などがあります。防災メール配信ができなかったことが残念であります、改めて御礼申し上げます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、一般質問をいたします。

国が今、取り組むべき重要な課題は、景気、経済の回復、年金、医療、介護の不安解消ではないでしょうか。現政権の民主党の政治姿勢は、内閣支持率を見ても、国民の期待にこたえていないのは明らかであります。

11月2日にこういった記事が載っておりました。政府が現行の長寿医療制度を廃止し、新しい高齢者医療制度にした場合の保険料の試算を発表いたしました。これによると、大企業のサラリーマンの人たちが加入する健康保険料が2010年度比で9万4,000円の大幅増、中小企業のサラリーマンは7万2,000円も増えることがわかりました。どうも民主党政府は、取れるところから取れということらしいです。現役世代の負担は、今でも限界に近いのであります。国民の声など届くはずもなく、政権に執着しているだけではないのでしょうか。

それともう一つ、これは言行不一致、マニフェストに反するものです。なぜなら、新制度移行に伴い、現役世代と高齢者を分けて運営するというのです。今の長寿医療制度が導入された当時、民主党はこうした年齢区分をうば捨て山と批判したではないですか。現行制度は、約10年かけて与野党で十分検討して決めたものであります。改善に改善を重ね、7割の世帯で保険料が下がっているのです。それに対して民主党は、マニフェストに同制度の廃止を掲げ、議論を開始しましたが、財源や運営主体が決まっておらず、いまだに迷走を続けていると言わざるを得ないのであります。

そもそも新制度は、現行制度とほとんど変わっていない。定着している現行制度を時間とコストをかけて廃止し、わざわざ同じ制度をつくり直す意味がどこにあるのでしょうか。今期定例会の議案の中でも、老人保健特別会計は後期高齢者医療制度の創設で、本年度をもって設置義務期間が経過することに伴い、廃止になることが、議案として載っているのであります。現政府が掲げますところの新制度は、平成25年度を目安に作成するとのことですが、現行制度との違いとか、保険料の試算とか、市民への負担率をお聞きしたいところですが、まだ具体的になっていないこともありますので、今後の動向を注意深く監視して、市民が困ることがないように、市としても対応をお願いいたしまして、要望といたしますので、答弁は結構です。

次に、来年3月に打ち切られる中小企業向け緊急保証制度についてお聞きいたします。世界的金融危機、中小企業の資金繰りを支えてきた緊急保証制度が来年末に打ち切られます。日本経済を支える中小企業を取り巻く状況に好転の兆しがうかがえない中、現政権の打ち切りに対し、行き先の不安が広がっております。不安を感じながら中小企業で働く人たちが勝浦市にも大勢います。

そこで、何点かお伺いいたします。2008年度から始まった同制度ではありますが、本市における今までの実績をお聞きいたします。また、小口零細企業保証やセーフティネット保証などは継続すると説明しておりますが、緊急保証制度との違いを説明していただきたいのと、本市においてどのような影響が考えられるのか、お聞きいたします。

次に、清掃センターについて質問いたします。市民相談を受けたことについてお聞きいたします。ごみの持ち込み受け付けは、平日はやってもらえるのだが、どうしても粗大ごみなどの

大きなものになると、休日を利用しての搬入を考えるのであります。しかし、清掃センターでは、日曜、祝日は受け付けられないとのこと。せめて1カ月に1回、または2カ月に1回は営業していただけないのかという問題であります。

私も調べました。勝浦市清掃センターに勤務する職員の勤務時間等に関する規則によると、第3条に「労働基準法第36条に定める手続を経て、市長は、職員に時間外又は休日に勤務を命ずることができる」。第4条でも、「臨時の必要がある場合において」とあります。ついでに言いますが、市職員の服務規程の中に、「職員は市民全体の奉仕者としての職責を自覚し、誠実公正に、かつ能率的に職務を遂行するように努めなければならない」とあります。以上、つけ加えての質問であります、どうか明快な答弁を求めるものであります。

○議長（板橋 甫君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの根本議員の一般質問に対し、お答えいたします。

第1点目の政府が、中小企業の資金繰り支援策として2008年10月から始まった中小企業向け緊急保証制度が平成23年3月末に打ち切りとなるが、今までの本市の実績についてのご質問であります、この制度はあくまでもセーフティネット保証（経済安定関連保証）5号を対象とした制度であり、対象となるのは中小企業信用保険法第2条第4項第5号に基づく市町村の認定を受けた特定中小企業者で、今回、対象業種について、農林水産業、金融・保険業、公務、学校法人、政治・経済・文化団体、宗教等を除き、原則として全業種を指定しております。

認定要件は、最近3カ月の平均売り上げ高が前年同期比で3%以上減少している中小企業等が主な認定条件となっております。

勝浦市の認定実績は、平成19年度で13件、平成20年度で63件、平成21年度で133件、平成22年11月で56件の認定であります。

業種別では、建設業、卸売業、小売業、サービス業、水産加工業、運送業と幅広い業種であります。

市が認定した者が融資を受けた割合や融資額については、個人情報となるため、確認できませんが、認定を受けた者ほとんどが融資を受けている状況であると聞いております。

また、本市内の中小企業への通常融資実績を申し上げます。勝浦市中小企業資金融資事業では、平成19年度で3件、平成20年度で5件、平成21年度で2件、平成22年11月末で1件であります。

また、勝浦市中小企業資金融資条例に基づき、融資を受けた者に対して利子補給を行っております。

なお、勝浦市商工会の融資事業では、平成19年度で30件、平成20年度で45件、平成21年度で46件、平成22年11月末で17件であります。

次に、第2点目の小口零細企業、セーフティネット保証は、継続するようだが、中小企業向け緊急保証制度との違いを聞きたいとのご質問でございますが、通常、信用保証協会の保証は、責任共有制度として8割を同協会、残る2割は融資を行う金融機関でリスクを負担し合います。

一方、中小企業向け緊急保証制度では、民間金融機関の中小企業向け融資を信用保証協会が100%保証する、つまり、企業が民間金融機関へ返済ができなくなった場合は、保証協会がその債務を肩代わりするという制度であります。

この制度が平成23年3月末に打ち切りとなり、打ち切り後は保証協会が債務を80%まで肩代わりするこれまでの一般保証制度に戻ります。

このようなことから、政府は中小企業金融支援策として、特に業況の厳しい中小企業向けのセーフティネット保証、小規模企業向けの小口零細企業保証、創業者向けの保証制度については、来年度も100%保証を継続する方針とのことであります。

また、年末、年度末に向けてニーズの高まる借換保証も拡充、推進するなど、総額15兆円規模の資金繰り支援策を先般、閣議決定した経済対策に盛り込んだところであり、信用保証協会、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫による一般の融資・保証制度についても、引き続き積極的に実施するとのことであります。

次に、本市においてどのような影響が考えられるかのご質問であります。この制度の廃止によって本市だけの問題ではなく、全国的に貸し渋りや貸しはがしなどが増えれば、今日の中小企業の多くが抱える資金繰りという問題が増加しないか気になるところでございます。

このような状況の中、今後の経済情勢を踏まえ、政府の中小企業金融支援策等の動向に特に注意を払わなければならないと考えております。

次に、粗大ごみの搬入について、休日操業を2カ月に1回くらいやっていただけないかというご質問でございますが、粗大ごみの対応といたしましては、平成20年7月からの可燃ごみの有料化の導入に合わせ、粗大ごみ1品目当たり500円で、市内を勝浦地区、興津地区、上野地区、総野地区の4地区に分類し、月1回の戸別収集を行っており、平成21年度は148件の申し込みがあり、364個の収集を行いました。

戸別収集につきましては、事前に清掃センターに予約していただき、粗大ごみ処理券を購入し、粗大ごみに張り、指定された日に玄関先に出していただければ、収集を行うという形で実施し、また、清掃センターは毎週土曜日の午前8時30分から正午まで開設しており、この時間帯での直接搬入もご利用することができますことから、ご質問にあります休日とは、日曜日を指していると思われませんが、日曜日の開設につきましては、現在のところ、考えておりません。

以上で根本議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。根本 議員。

○6番（根本 譲君） 答弁、ありがとうございます。清掃センターのことにつきましては、了解しました。ありがとうございます。

2回目の質問としまして、緊急保証制度について、ダブるかもしれませんが、改めての質問をいたします。緊急保証制度の始まった経緯というのは、世界的金融危機の引き金となった2008年9月のリーマンショックがきっかけであります。当時の自公政権が緊急実施した2008年度第1次補正予算に中小企業を守るための資金繰り対策として盛り込まれたものであることは承知していると思います。それでは、緊急保証制度のポイントは一体どんなものなのか。また、中小企業はどのような場面で、この制度を使っているのか、そして、現政府は、打ち切り後の対策を何か示しているのかをお聞きいたします。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。近藤観光商工課長。

○観光商工課長（近藤勝美君） お答えいたします。1点目の緊急保証制度のポイントについては、市長答弁と一部重複いたしますが、最大の特徴は信用保証協会による100%の保証でございます。信用保証協会は中小企業の資金繰りを円滑に進めるために設立されました公的機関であります。

金融機関から融資を受けた中小企業が返済不能に陥った場合、信用保証協会が一定程度、債務の肩がわりをいたします。通常、信用保証協会の保証は責任共済制度として8割を同協会、残る2割は融資を行う金融機関でリスクを負担し合うということであり、緊急保証制度は、同協会が10割の保証をすることで、金融機関が中小企業に融資しやすい環境を整えたものと思います。

また、対象業種は、スタート時で500以上の業種、また、随意拡大され、1,000を超える業種と、ほぼ全業種をカバーでき、利用枠も当初の6兆円から現在では36兆円まで引き上げられています。

次に、2点目の中小企業はどのようなときにこの制度を活用しているかのご質問ですが、景気低迷による売り上げ減少などで資金繰りが追いつかない場合の運転資金を初め、事業継続に不可欠な設備投資など、資金繰りを迫られている中小企業の間で有効に活用されていると思います。

次に、3点目のこの制度打ち切りの政府の対策についてお答えいたします。小口零細企業保証やセーフティネット保証などは継続される見通しですが、緊急保証制度と比べると支援の対象が限定されます。対象外になった中小企業が通常の保証制度を使おうとすると、金融機関が2割のリスクを負うため、状況によって貸し渋りや貸しはがしが起こりかねないと懸念しております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。根本 譲議員。

○6番（根本 譲君） ありがとうございます。以上で私の一般質問を終了いたします。

○議長（板橋 甫君） これをもって根本議員の一般質問を終わります。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時46分 休憩

---

午後1時00分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

忍足邦昭議員の質問通告の一部に対しまして市長より書面で回答があり、事前に議席に配布してありますので、ご承知願います。

それでは、忍足邦昭議員の登壇を許します。忍足邦昭議員。

〔5番 忍足邦昭君登壇〕

○5番（忍足邦昭君） 議席番号5番の忍足邦昭でございます。私は市民の方々の声をもとに、市民の視点に立って、さきの通告に従いまして、次の3項目について質問いたします。

なお、市長におかれましては、次期市長選には出馬せず、今期限りで市長職を退かれるとのことですので、今議会が最後の定例会となることから、これまでの3期12年間を総括する意味も含めて、質問に対しては率直かつ明快なご答弁を期待するものであります。

それでは、まず第1項目の市政運営における検討課題の対応について伺います。現在、我が国の経済情勢は依然として先行きの見えない状況が続いており、国の財政はもとより、地方財政においてもその影響を受け、相変わらず厳しい財政運営を強いられていることは、ご承知のとおりであります。しかしながら、市民にとりましては、日常生活に密着した行政サービスの向上を求める気持ちはいかなるときでも変わりはないものと思われま

このような市民の声を受けて、市民の代表である各議員がそれぞれ議会活動の中で各種意見、要望等、及び提言を行ってきたところであります。

そこで伺います。平成21年3月議会から本年9月議会までにおける本会議及び各常任委員会、特別委員会等において各議員の意見、要望、提言等に対し、市当局が今後、調査・研究し、検討すると答弁された課題につきまして、その案件及びその後検討された経過及び結果について、具体的な内容を伺うものであります。

次に、第2項目の新勝浦市基本構想に基づく基本計画及び第1次3か年実施計画について伺います。

まず、各計画の性格とその内容について伺うものであります。

2つ目として、現基本計画で未執行あるいは見込み、この分の取り扱いについてはどのように対応するお考えなのか、伺います。

3つ目として、各計画における財政見通し、今後6年間、または12年間、これについてはどのようになるのか、伺うものであります。

次に、第3項目の平成23年度予算編成について伺います。まず編成に当たっては、当然、現状を十分見極めた上で行うものと思いますが、どのような方針に基づいて対応されるのか、伺うものであります。

そして、新勝浦市基本構想及び基本計画に基づく第1次3か年実施計画との整合性についてはどのように図られていくのか、伺うものであります。

また、来年度の財政見通しについては、どのように想定されているのか、伺います。

最後になりますが、予算の相対的な性格はどのようなものになるのか伺いまして、私の第1回目の質問を終わります。

○議長（板橋 甫君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの忍足議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、1点目の市政運営における検討課題の対応について申し上げます。平成21年3月議会から本年9月議会までにおける本会議及び各常任委員会、特別委員会等において、各議員の意見、要望、提言に対して、市当局が今後、調査・研究し、検討すると答弁した課題について、その案件及びその後の検討経過と結果についてのご質問であります。ご質問の期間中における案件と検討状況につきましては、お手元に配布をさせていただきました資料のとおりでございますが、この中から忍足議員のご質問に係る部分につきまして所管別にお答えさせていただきます。

初めに、総務課関係を申し上げます。平成21年11月、決算審査特別委員会における質疑におきまして、行政改革大綱2005のうち、市町村合併に係る調査・研究に係る状況の質問に対し、引き続き検討をしたい旨、お答えした件であります。同委員会以降、市町村の合併の特例に関する法律が改正されるとともに、国による地域主権改革が進行する中、地方自治体の行政運営の方法などに変化が生じてくることを見込まれるなど、状況の変化も生じておりますが、市町村合併については、行政の効率化などのメリットが上げられる一方で、住民の利便性の低下などのデメリットも指摘されているところであり、市民の意見を十分斟酌して、慎重に対応すべきと考えます。

また、市町村合併は、それ自体が目的とされるべきではなく、市町村がそれぞれの地域事情に基づきながら、地域主権のまちづくりを推し進めていく際の選択肢の一つであるとも認識いたしております。

このようなことから、今後の社会状況や国政の動向等の変化を踏まえながら、引き続き調査を要する事案と考えております。

次に、企画課における検討課題の対応について、平成21年3月議会において検討するとされた自治基本条例の制定についてであります。地方自治体の自己決定、自己責任の拡大に伴い、その運営は画一的で均一的な自治体運営から、地域の実情に合った自治体運営が求められる状況にあることは十分認識をいたしておりますので、まちづくりの担い手である市民等の権利、責任にも係るものでありますことから、市民等の協力が得られるような条例制定に向け、準備していく必要があると考えております。

次に、平成22年3月議会において検討するとされた市民バスの運行拡充についてであります。上野地区における市民バスの運行拡充及び上大沢地区における新たな交通システムの導入につきましては、財源、道路事情等の問題から困難である旨、さきの議会においてもお答えいたしております。上野地区に係る路線バスの小湊バスへの拡充要望及び上大沢地区における新たな交通システム導入についてであります。まず、上野地区に係る路線バスの拡充要望についてであります。小湊バス塩田営業所に出向き協議したところ、1便ではあります。平成22年9月16日のダイヤ改正において、勝浦～興津・松野間における午後の便の運行を確保したところであります。

また、上大沢地区における新たな交通システムの導入につきましては、現行においては、財政状況も踏まえた持続可能な方策は見出しがたく、困難と考えます。

次に、環境防災課、平成22年3月議会の一般質問においてご質問のあった犬のふんの放置行為者に対する罰則規定の必要性についてであります。検討した結果、勝浦市きれいで住みよい環境づくり条例の規定は、あくまでも努力義務規定であり、飼養者のモラル、マナーの向上を図ることにより、犬のふんの放置行為を減らしていきたいと考えますので、現在のところ、罰則規定を設ける考えはありません。

次に、都市建設課、平成21年9月議会の建設経済常任委員会における質疑におきまして、市営住宅のうち戸建て住宅の今後の建てかえの見通しについてのご質問の中で、万名浦団地については、現在建てかえる予定はなく、今後、戸建てにするか、集合住宅にするかの検討をした結果、現在の市営住宅は旭ヶ丘団地の一部を除いて、建築後40年から50年経過し、老朽化していますので、市営住宅全体に対する対応策を検討するための改善計画を策定し、対応してまいります。

次に、教育課、平成21年11月、決算審査特別委員会における質疑におきまして、質問のありました学校給食調理業務に係る民間委託については、本年9月に県内の学校給食調理業務に係る民間委託の状況についてアンケート調査を実施いたしました。学校給食調理業務の民間委託につきましては、アンケート調査の結果を踏まえ、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上のおおりのとおりであります。お答えさせていただいた以外の案件につきましては、配布資料によりご確認いただきますようお願いいたします。

次に、新勝浦市基本構想に基づく基本計画及び第1次3か年実施計画についてお答えいたします。

1点目の各計画の性格とその内容はどのようになるのかについてですが、基本計画は、基本構想に掲げる市の将来都市像を実現するために、基本構想に従って具体的な施策を定めるとともに、それらを推進するための指針となるものであります。計画期間は、基本構想期間の12年を前期、後期に分け、それぞれ6年間とします。

また、実施計画は、基本計画で定めた施策を実行するための具体的な事業を示し、予算編成の指針となるもので、計画期間を3年とし、第1次から第4次までを予定しております。

なお、内容につきましては、現在、企画課において取りまとめている段階にありますので、現時点におきましてはお示しできません。

2点目の現行基本計画で未執行見込み分の取り扱いについてはどのように対応するのかについてですが、現行基本計画で未執行見込み分の取り扱いにつきましては、基本構想におきまして方向性が示されたものにつきましては、基本構想に沿った対応が必要と考えますが、その他のものにつきましては、定められた基本理念等に背かない範囲で、新市長の判断によるものと考えます。

3点目の各計画における財政見通しはどのようになるのかについてですが、さきに答弁しましたように、基本計画及び実施計画につきましては、現在、企画課において取りまとめている段階にありますので、財政見通しにつきましても、現時点では言及できる状況にありません。

次に、平成23年度予算編成に対しお答えします。

初めに、平成23年度の予算編成は、新市長により編成されるものでありますが、市長選挙と市長の任期等から見て、所定の期日までに通常の当初予算を編成することは困難でありますので、基本的に平成23年度当初予算は骨格予算として、人件費、公債費及び扶助費等の義務的経費、物件費及び補助費等のうち経常的な経費、政策的な経費のうち債務負担行為を設定しているものや、国庫補助事業等で継続事業など、早急に予算措置をしないと特に支障があるものが計上されることになると考えます。したがって、基本的に政策的経費や普通建設事業費等については、6月補正予算以降になると考えます。

このようなことから、既に11月1日付で各課長等に平成23年度予算編成方針を通知してありますが、予算要求に当たっては市税等歳入の確保とともに、職員各位の創意工夫をもって経常経費のなお一層の節減合理化を図りつつ、我が国の経済情勢を初め、国や県の動向、地方財政の状況等に留意しながら、各課の年間所要額について取りまとめ、義務的経費等と政策的経費等の整理を行い、新市長による速やかな予算編成が図られるよう通知してあります。

次に、新勝浦市基本構想及び基本計画に基づく第1次3か年実施計画との整合性についての質問ですが、同計画策定前に早急に予算措置しないと特に支障があるものは、当初予算または6月補正予算に反映させる必要があると考えますが、新市長がこれまでの策定手法と手続を踏襲した場合は、新勝浦市基本構想の基本理念等をもとに、平成23年度からの基本計画及び第1次3か年実施計画の事業は、新市長の重点政策や事業の緊急度、優先度等をもとに原案を策定し、この原案を総合開発審議会等での審議を経て策定した上で、予算に反映させることになると考えます。

次に、来年度の財政見通しであります。歳入面での市税の確保については、現下の景気の低迷を踏まえると、これまでと同様に厳しい状況になると考えます。

また、本年6月に閣議決定された財政運営戦略によれば、平成23年度から25年度までの地方の一般財源の総額は、平成22年度の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしております。

また、総務省の概算要求の内容によれば、地方交付税は、本年度はほぼ同額の16兆9,000億円を要求しておりますが、ねじれ国会の現状を勘案すると、国の新年度予算や税制を初めとする関連法案の動向が、現時点では不透明であります。例年12月下旬に示される次年度の地方財政対策の概要及び例年1月下旬に示される次年度の地方財政計画をもとに、最終的な財政見直しを行う必要があると考えます。

なお、平成23年度予算の総体的性格は、先ほど申し上げましたとおり、当初予算は基本的には骨格予算、政策的経費等については6月補正予算以降であると考えます。

以上で忍足議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長(板橋 甫君) ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番(忍足邦昭君) では、第2回目の質問をさせていただきます。まず1点目は、市政運営における検討課題の対応についてということで伺いますが、資料を事前に出していただきました。73項目、ここへ出ておりますけれども、まず私が感じたのは、こんなに検討しますと言って、そのまま何の報告もなく済んでいたのかと、びっくりさせられました。また、私自身が個人的に拾い上げたものも表の中に入っていないものもあります。それはそれとして、まず市長にお伺いしたいんですが、今回、この資料つくっていただいた73項目、検討しますとか研究しますという件があったということ、どのようにお感じになられたか、まず伺います。

○議長(板橋 甫君) 答弁を求めます。藤平市長。

○市長(藤平輝夫君) 議員の方々が研究熱心であると考えます。

○議長(板橋 甫君) ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番(忍足邦昭君) 私が今回この質問をさせていただきました趣旨は、本会議、あるいは委員会等の公式な場での答弁で、検討します、悪く言えば、その場のお茶を濁すという趣旨で発言されているのではないかとされるものもあるのではないかと、全部とは言いませんが、確かに検討することは必要です。検討しますと言っちゃいけないと言っているわけじゃありません。これは即答できない案件というのはたくさんあると思います。ですから、それは検討しなければならない。当然だと思います。私が問題とするのは、検討しますと発言された以上は、その言葉に責任を持っていただきたいということなのです。少なくとも発言したときから1年以内にどのように具体的に検討したのか。結果が、検討したけれども、この件についてはできないんだと。現状ではどうしてもできない。これはもうちょっと工夫すればできるとか、もう少し時間が必要だと、いろんな結論が出てくると思うんですね。その辺の答えといいますか、報告が議会側に返ってこないのです。ですから、私が申し上げたいのは、少なくとも1年経過後、まとめて、これこれこういう質問があって、検討しますと答弁した問題については、1年後、こういうことになっていきますというような報告を何らかの形で議会に対して出すべきだと思うんですが、それはどういう形でも構わないんですが、例えば、各定例会ごとに市長が行政報告されておりますけれども、あの中で述べられてもいいのではないかと。一つの例ですが、そういう

ふうに思います。あるいは、今回のような印刷物にして議会のほうへ出していただくというようなことでもいいと思うんですが、その辺のことについて、市長のお考えはいかがか、伺います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 決して悪いことではございませんので、今までのことを整理し、将来に対する我々としての研究の結果は出すべきだと、そう考えております。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） わかりました。今後、そういうふうなことで措置されることを期待しております。

そこで、今度は具体的な案件について個々に伺いたいと思うんですが、ほかの議員の方が質問されたことについては、またそれぞれの議員の方が再度質問するなり何なりされると思いますので、それはそれとして、私が質問させていただいたことについて二、三、お伺いしたいと思います。

まず自治基本条例についてであります。これについてはご承知のとおり、もう既に現在、全国的にも160団体を超える市町村が制定しているというふうに情報を得ております。これは私が昨年3月議会で質問したときに、るるその理由等については申し上げましたので、再度ここでは繰り返しません。そこで市長が最終的にご答弁されたのは、「必要なのはわかる」と。それはそういうふうにご理解されています。ただ、この中で「この条例を制定するには、とにかく時間をかけてつくるべきだ」とおっしゃられました。確かにそのとおりです。

「この件について、市民とよく協議していく」んだ。「その協議する市民の間の意識の高まりがもっともとなければ、この条例は日の目を見ないだろう」と。「そういう条例をつくるため、日ごろからみんなの意識の向上を図っていく必要がある。その意識の向上を図るのは、我々がまず市民が主権者であると、この町の主権者は市民なんだという認識を皆さんが持つことが必要だ」、そういうふうにご答弁されています。

まだまだ市民の認識が低いんだということでありまして、そこで行政側がそういった市民の意識、認識を高めるためのそういう措置、手だてを何とかしてリードしていかなければいけないと思うんですね。市民の認識が高まるのをただ見て待っているだけというのでは、これは行政として怠慢だと思います。いかに市民の意識を高めるか、そういう働きかけをすべきだと思うんですが、そういうものをされたかどうか、伺います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。現状におきましては、特段の意識的なものに対しまず配慮というものはしておりません。しかしながら、今後におきまして、例えば広報等にシリーズものみでない形で自治基本条例の他市町村等の参考、もしくは事例的なものを含めて載せることによって、皆様方にある程度、それを意識してもらおう。また、それからさらに先に、我々職員もそうでございますけれども、例えば、現に施行されているところに行って、ある程度意見交換、それは市民を含めてもそうでございますが、まずはそういう形でやってきたいということで企画課のほうは考えております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 企画課長、そういう答弁されました。現在県内でこの自治基本条例に類する

条例を制定してあって、それを参考にするために情報を得たのかどうか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。県内におきまして、私の把握している範囲では、白井、浦安、流山ということで承知をいたしております。この中で流山につきましては、つい最近、ある出版社から流山市長の本が出ましたので、これは読ませていただきました。また、流山の自治基本条例につきましては、細かい部分につきましてホームページを見ますと、逐条解説的なものも載っておりますので、詳しくではございませんが、一通り目は通させていただきます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 私が感じるのは、熱心さといえますか、必要なんだと思えば、もっと積極的に情報を得る。先進市に出向いて行って、実際に情報を聞いてくる必要があるんじゃないかと思うんですね。これはやる気が本当にあるのならば、積極的に出向いて行って、先進地の情報を得る。ただ、インターネットで情報をダウンロードしてそれを見るだけじゃなくて、生の声を聞く。県内ですから近いじゃないですか。そういったことで積極性を示してもらいたいと思うんですけどね。

話が前後しますが、市民への認識を高めるための行動といえますか、ただ、市の広報に載せたからそれでいいというものじゃないんです。市民と直に接して、各階層というか、いろんな業界もあります。いろんな立場の団体とかいろいろあります。一般の住民の方もいます。そういった方々と直に接して、その必要性というのはこうなんだよ、それを説いてと言っちゃあれですが、意見を交換して、住民の生の声を聞いていく、吸い上げていく。流山方式というのは、それをやったということです。市民に主体性を持ってもらう。検討委員を公募したそうです。市民が主体になって、各地区にそれぞれ直に応募した市民の代表の方が回って、必要性を説いて歩く。それが流山方式と言うのだそうですが、それで条例が物になったということなんですね。

行政がまずきっかけをつくって、リードしていかないと事は進まないと思うんです。個別に言って申しわけないんですが、企画課長たるものはそういう発想で役所自体をリードして行って、また市民の方々とリードしていくという意気込みが欲しいんですが、どうでしょうか。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。議員ご指摘のとおり、先ほどの事例は、市民の方にはまず自治基本条例について、ある程度の親しみという言い方は変かもしれませんが、何らかの形でまずはそこに入れていただく。それ以後、先ほど議員ご指摘のように、例えば私どもが直接出向きお話をするとか、そういうことは段階を踏んで行いたいということの、その前段として申し述べさせていただいたものでございます。

なお、先ほど申しましたように、県内にも現在で3市ほど事例がございますので、県内がございますので、私のほうも出向いて、詳しいお話等も聞ければとは思っておりますので、それによりご了承いただきたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） わかりました。そこで、市民の方とひざを交えてお話する。その手段の一つ

として、現在、市内に区が45地区あります。区長方に市政協力員という形で市の非常勤職員として委嘱されています。そういう立場の方、市政協力員は各地区に満遍なく45カ所にいるわけです。そういう方々に協力してもらおう。悪い意味ではなくて、いい意味で有効に活用していく。それが大事じゃないかと思うんですが、これは、この自治基本条例に関する問題だけじゃありません。市の行政すべてにおいて、何か市民の声を聞くというときには、市政協力員なり、区長連合会の会長とか、そういう代表者だけじゃだめです。各地区の隅々まで、そういう協力員の方に協力してもらおう、そういうことが必要じゃないかと思うんですが、これについていかがですか。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。年に1回、市政懇談会等もございますので、そのような機会を利用して、なるべくご理解をいただくようには努めていきたいと考えます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） がっかりしますね。年に1回、市政協力員が一堂に集まって、そのときに言えばいい。そういうものじゃないですよ。これはそのときだけだと、単なる形式的で終わっちゃうんですよ。市がそういう誠意を示すとか、どんな業務でもそうですよ。市が熱意を示すには、来てもらうんじゃなくて、何回も足を運ぶんです。市側から、行政側から出向いていかなきゃだめですよ。熱意は伝わりません。残念です。企画課長がそういう考えでがっかりします。市民はがっかりします。そういう先々読んでリードしていくのが企画の立場じゃないですか。もう一回、答弁願います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。私の答弁の仕方が場合によつたらまずかったのかもしれないんですが、市政懇談会等もございますので、そのような機会を利用してということで、必ずしも市政懇談会でお話をしたから、それで終わりという意味ではございません。私、言葉が足りなかったのかもしれないと、大変申しわけありません。市政懇談会で話をしたから、それですべてよろしいという意味で申し上げたものではございません。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） この件ばかりやっているわけにいきませんので、次に行きます。次に、市民バスについてですけれど、市民バスの運行拡充について、これについて伺います。まず最初に伺う前に、先ほどのご答弁で植野区を通る小湊バスの路線バスがないと。午前中2便だけだということで私はさきに質問いたしました。本年の3月議会で質問して、早速、市当局のほうで対応された。9月16日にダイヤ改正がありまして、そこで午後の便が上下1本ずつ増えたということ、私も確認しました。これについては素早い対応をされました。私のところへ何度も足を運んでおられましたお年寄りが、そのことについてわざわざまた報告に来てくれました。午前中のバスで行くんだけど、帰りのバスがないから、今までは帰りはタクシーで帰ってきた。そういうように悩んでいたんですが、今回、9月から午後の便が、たしか勝浦駅を2時過ぎだと思っと思うんですが、発車すると。それができたので、おかげさまで、今度は安心してバスで帰ってこれますというような報告をされました。これは素早い対応といたしますか、これはよくやっていただいたと感謝しておりました。

それはそれとして、その他の上大沢地区を初めとして、まだまだ交通不便地区というのは市内にいっぱいあるわけです。そういう方々の不便を幾らかでもやわらげる、不便さを緩和するためにも、オンデマンド方式、ご承知だと思いますが、オンデマンドバス、オンデマンドタクシー、こういうシステムがあります。これについても検討しますということで答弁ありました。3月議会の2回目の質問でしたか、これに対して企画課長が、今までもデマンド交通を検討した経緯があると。ただ、財源等の問題もあり、困難であるというような結論もありまして、断念したこともありますけれども、今後の課題ということになりますけれども、財源問題も含めまして検討させていただきたい、考えさせていただきたいというふうに答弁されているんですね。私は、そこで本格的に検討されるのかなと期待しておるわけです。ところが、今回のこの資料を出していただいた中では、財政状況も踏まえた持続可能な方策は見出しがたく困難と考える。要するに、市当局ではこれはやらないということですよ。

ところが、これまた企画課長が答弁されるんでしょから最初にお聞きしますが、県内でデマンドバス、デマンドタクシー、こういうシステムを取り入れられている団体がありますが、それは企画課長、ご承知かどうか伺います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。全団体を網羅はしておりません。近隣にいすみ市という事例がございますので、いすみ市につきましては、状況等を確認し、または意見交換も行っているものでございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 企画課長に伺います。その協議した内容はどのようなことですか。どのようなことを協議されたのか、伺います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。まず、いすみ市のほうは旧夷隅地区をデマンド型で運行していると聞いておりました。それもタクシー型みたいな形でやられておるということでございましたので、現状を聞きましてところ、問題点が非常に多いということでお話を伺って、推移も見守ってきたところでございますが、今月の1日から、今度はセダン型からワゴン車を2台購入いたしまして、また改めて旧地区に対しますデマンド型交通を始めたということで、始めたばかりでございますので、当然、結果としては出ておりませんが、予算等、また乗降客の状況を伺って、それによって私なりに大体幾らの市負担が出るかということで、推計等はいたした経緯はございます。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） それでは伺いますが、今、実際に施行されている団体については、いきなり施行できたわけじゃないですね。施行するまでにはいろんな準備、努力されているんですよ。いきなり施行しましょうってわけにいかないです。さっきと同じようなことになっちゃいますが、本当にやる気があるのであれば、市民の不便を解消したいというふうな考えがあるんなら、もっとどんな方法があるのか。財政上の問題であるから、困難だからだめだ。これだけじゃ市民は納得しません。では、勝浦のある地区を想定して計算すると、どれほどの経費がかかるのか。例えば路線バスに現在、年間で1,200万円、市が小湊バスに補助しています。それとの兼ね合いを総体的に考えるべきじゃないか。

デマンドタクシーシステムは、出だしは当初経費がかかるでしょう。それをスタートした場合の維持管理費に年間どのぐらいかかるのか。それと、1,200万円の補助金を出しているのと比較してみる必要もある。それは路線バスはすべて要らないということじゃないですよ。デマンドシステムと路線バスを融合させる方法はないのか。そういうのを検討するのが事務当局じゃないですか。ただ、いすみ市から聞いて、これは問題点がいっぱいある。それだけであきらめちゃうんですか。どういう方法があるかを、それこそ研究して、それで最終的に住民の願いをかなえていく、そういうのが行政サービスじゃないですか。

袖ヶ浦市、一宮町、大網白里町、館山市は、ある一定の地区を対象にしていますが、つい最近、新聞に出ましたよね。これについては、地域公共交通の活性化ということで、国の法律が平成18年か19年に施行されています。その法律をまずご存じかどうか伺います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。たしか平成18年だったと記憶しておりますけれども、法律改正がございまして、地域公共交通会議、これらを立ち上げて公共交通にかかわる一般的な対策が立てられるようになったということは承知はいたしております。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） そこまでご存じならば、なおさら話は早いのですが、この袖ヶ浦市、大網白里町、一宮町、また船橋市もやっていますね。みんな国土交通省のほうへ申請し、その法律の適用を受けて補助金をもらって、このシステムを稼働しているんです。そういう方法もあるんです。

私は何回も言いますが、これはやる気があるかどうかの問題なんですよ。本当にやる気があるのであれば、どんな方法があるのか、それを研究して、見つけて、できるだけ国、県の補助をもらうのが一番いいです。そういう方法を見つけていくというのが行政マンとしての常識というか、基本だと思います。その辺についてもう一回、課長の答弁を求めます。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。関企画課長。

○企画課長（関 利幸君） お答えいたします。ご指摘のございました地域公共交通会議、その辺の関係、また過去に民主党と社民党が議員立法だったと思いますけれども、交通基本法を上程した経緯がございまして、しかしながら、審議未了ということで廃案になっております。それを今度は国土交通省が受け継ぎまして、現在、その法の施行に向け、いろいろ準備をしているようでございます。この内容につきましては、移動権というものを、権利みたいな形で規定をし、国、地方公共団体等の責務も規定しようとするものであるようでございますが、ただ、国の責務というものがどこまでなのかというのが現状ではよくわかっておりませんので、手放しで、これができるからいいというわけにはまいらないとは思っています。したがって、先ほど申し述べました地域公共交通会議、また、交通基本法等の制定の状況等も踏まえまして、当然に今後、これは勝浦だけではございませんけれども、高齢化が進んでいけば、当然に免許証を返上する方が増えてくる。そうなりますと、その方の足の確保をどうするかということにつきましては、これは大きな課題でございまして、そういうものも含めまして、当然に今後も引き続き検討は必要であろうと、そのようには理解をしています。以上でございます。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 今も、今後検討していくと答弁されました。そう言われた以上は、放ってお

かないで、これはすぐにでも検討してください。私はそれが言いたいんです。検討することは必要ですよ。大きな問題については、すぐに結論出せません。そういうことでお願いします。とにかく何らかの方法がないか見つける、その検討ですよ。これをしていく。これは要望しておきます。

次に、これは本年3月に議会で環境問題ということで、特に犬のふん公害について伺いました。要するに、市とすれば、朝晩、一般の市民が飼い犬を散歩させる。そのときに道路際にふんをさせて、そのまま過ごしていつちゃう。ひどい方は、一応、ふんをさらう道具は持って行くんだけど、袋なら袋に入れて、その袋を捨てていつちゃう、そういう人もいと伺っています。これは当時の課長が、市民のモラルを尊重していきたいんだ、モラルに頼るんだという答弁されました。そのモラルに頼ってばかりいたんでは物事は解決しないですね。あのときの3月の議会でも言いましたけれども、交通ルール、これは日常茶飯事、毎日のように事故がどこかしらで起きています。死亡事故も起きている。それを運転者のモラルを尊重していけばいいんだということであれば、事故なんか起きませんよ、交通ルールというのがあるんですから。だけど、毎日のようにそれは起きている。人間の弱さといいますか、それが出ちゃってる。

そこで、ある一定の罰則規定、交通違反すれば、当然、罰金とか罰則はあります。今回といいますか、最近、酒酔い運転、酔っぱらい運転を罰金50万円とか100万円とか厳罰にしました。それで酔っぱらい運転の違反をする人が幾らか少なくなりました。人間として情けないことです。そこまで厳罰にしないとにならないのかと思うと、残念です。しかし現実には、毎日そういうことが起きているんですから、これは必要悪と言ったらなんですかけれども、罰則というのは必要じゃないかと思うんですね。

それは一つの例ですが、そういった意味で、ふん公害についても、市に条例があるわけですから、その条例の中に罰則規定を設けて、とりあえずそれで執行してやっていこうという考え方が欲しいんです。それでもまだそういう実態が直らないということであれば、これはさらに罰を重くする、そうぜざるを得ない。いずれにしても、まず第1段階として罰則規定を設けて、それを住民に周知徹底してもらって、それで様子を見る、最低でもそれは必要じゃないかと思うんですが、その辺のお考えを伺いたいと思います。

○議長（板橋 甫君） 2時10分まで休憩します。

午後1時57分 休憩

---

午後2時10分 開議

[13番 渡辺玄正君入席]

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。玉田環境防災課長。

○環境防災課長（玉田忠一君） 犬のふんの放置行為に対する罰則規定についてのご質問ですが、まず、違反者の特定が難しい、仮に罰則規定を設けたとしても規定だけになってしまい、根本的な解決にはならないのではないかとということで、あくまでも飼養者に対し犬の登録時、広報紙等で介護健康課と連携の上、散歩時の回収用具の携帯について周知の徹底を図っていきたく考えております。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番(忍足邦昭君) そういう答弁ですけれども、これは条例で規定しても、空文化となるおそれがあるということですから、それを言ったら何事も決められません。意味がないです。どんな罰則規定、いろんな条例なり、法律なりを決めても、そういうことであれば、意味がない。そうじゃなくて、とりあえずそういうことをやってみる、施行してみることが必要じゃないかと思うんですね。現に私が3月に質問したとき、その以前に私のところへ情報をくれた方にその後聞いてみましても、そういう事態がなくならないです。相変わらずふんを放置していつている。特に農家の方は、例えば中島から大森までの上野の農免道路、田んぼを耕作している方が言っております。時期になりますと、田んぼの法部分を草刈りやると、ふんがごろごろ出てくる。まいっちゃうというお話も何件も聞いているんです。そのままでもいいんですかというふうに伺いたくなっちゃう。現に半年以上たっても、実態は変わらないんですよ。それでもモラルに頼らざるを得ないというふうな考え方なのか。それこそ被害者にしてみれば、毎日のことなんですね。困っているんですね。そういうことを少しでも解消できるような、さっきのあれとも絡みますけれども、解消できるような方策を、何とかならないかと。そういうことを考えていくのが行政だと思うんですね。それは100%、完全な方策はないと思います。だけど、一つでも、5%でも10%でも何とか改善されるというものを探し出して、工夫してやっていく必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺、もう一度伺いたいと思います。

○議長(板橋 甫君) 答弁を求めます。玉田環境防災課長。

○環境防災課長(玉田忠一君) お答えします。現段階では、あくまでもマナーの向上、それにつきましては広報紙、ホームページ、またいろいろな方法を取りまして、マナーの向上を図っていききたいと思います。以上です。

○議長(板橋 甫君) ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番(忍足邦昭君) それでは、いただいた資料に基づいて、64番目の学校給食調理場業務の民間委託について伺います。これにつきましては、午前中の同僚議員の質問にもありましたけれども、その答弁の中で、本年9月に民間委託に関する調査をやられた。それを踏まえて引き続き検討するんだと記載されておりますけれども、その民間委託に係る調査、その調査の内容について、もう少し具体的に伺いたいと思います。

○議長(板橋 甫君) 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長(中村雅明君) それではお答えいたします。本年9月に県内の学校給食調理業務に係る民間委託の状況につきまして、アンケート調査を実施したところでございます。その結果につきましては、午前中の答弁にございましたが、県内26市町において学校給食調理業務の民間委託を実施しており、うち21の市町では経費を削減したとの回答を得ておりますが、本市の学校給食共同調理場と同規模の調理食数を有する4市町では、民間委託しても経費の削減を図ることができなかったとの回答がございました。

また、この調査の具体的な内容ということですので、その部分につきましては、まず1点が学校給食調理業務の民間委託の形態について、調理業務委託に際して市町村職員であった調理師の扱いについて、給食の献立はだれが作成しているのか、民間委託により削減効果があったのか、給食用食材はだれが調達しているのか、食材納品等の検収はだれが行っているのか、民間委託したことにより、それ以前になかった問題が生じたかどうか、以上でございます。

○議長(板橋 甫君) ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番(忍足邦昭君) 調査の結果がそう出ている。それをうのみにしているのでしょうか。要するに、よその団体の状況を聞くのは大事だと思うんですが、勝浦市の場合はどうなのか、そういう検討をする必要があるんじゃないかと思うんですね。よそはよそ、勝浦の場合は勝浦の場合ですから。他の市町村のは参考にする、それならわかる。ほかの市町村で同規模なところではだめだったから、勝浦もだめだと。それじゃ物事は進みません。そこで終わりです。どうしてだめなのか、そこまで突き詰めて検討しなきゃいけないんじゃないかと思うのです。独自に試算したら、現状と比較してどういうふうになるのか。メリットがどのくらいあって、デメリットがどのくらいあるのか、それをやらなきゃ意味がないと思うんですが、いかがでしょう。

○議長(板橋 甫君) 答弁を求めます。中村教育課長。

○教育課長(中村雅明君) お答えいたします。調理業務を民間委託した場合でございますが、現在、勝浦の共同調理場で調理業務に従事している正規の職員が4名、臨時の職員が6名で毎日、調理業務に従事しておりますが、その人件費と調理業務を民間に委託したときの委託料を比較した場合、同額程度、もしくは委託料のほうが高くなる場合もあるのではないかと、そのように考えております。以上です。

○議長(板橋 甫君) ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番(忍足邦昭君) それであきらめちゃいけませんよね。現に委託して成功している団体、あちこちあるんですよ。そこを見做ったらどうですか。ただ調査したらだめだったじゃなくて、くどいようですが、要するに市としてやる気があるかどうかなんですよ。そこをやる気があるんなら、完璧とは言いませんけど、どんな方法でも見つけられるはずなんです。それを私は求めているというか、期待しているんです。いいです。これはまたそういう姿勢でお願いしたいと思います。

次に、この問題では第1項目の中では最後になりますけれども、これも3月の議会で私が質問した件ですが、市有地の適正管理についてということで、市有地を宗教団体絡みの施設、そういったものの敷地として貸し付けたりしていないかどうかをお聞きしたところ、地縁団体に対して1団体ですが、神社の敷地として無償で貸し付けされているというお話を伺いました。

その当時、最高裁判所で2つの事例について判断がありました。一つは、北海道の砂川市というところですが、町内会が所有する神社ですね。その敷地用地として無償で貸し付けていた。それは憲法違反だよという最高裁の判断が出されました。一方、同時にもう一件ありまして、それも同じような内容なんですけど、実態がその町内会に、貸し付けじゃなくて無償で譲与しちゃった。ところが、それまでのいきさつ上、その譲与した相手方の町内会が以前、その敷地を市に寄附されていたという経緯があるんですね。だから、寄附された団体に対して市が改めてお返ししたという意味ですよ。無償で譲与した。それは合憲だと、憲法に違反しないという2つの判断がございました。それで勝浦市の場合はどうかと伺ったところ、1件、それと似たような例があるというふうに伺いました。

先に申し上げた例については、最高裁が温情といいますか、示唆しまして、無償で貸し付けているものについては憲法違反だけれども、現状を変える、実態を変えるにはほかに方法があるんじゃないかというふうなアドバイスを最高裁がしているんですね。要するに、無償で貸し付けているという状態が違憲なんだから、それを解消するような方策を考えなさいということで、札幌高裁に差し戻したんですね。回りくどくなりましたが、去る6日、札幌高裁で差し

戻し審の判決が出ました。そこでは、砂川市側が違憲状態を解消する手段として、合理的で現実的などという意味で、それを有償で町内会に貸し付けるという方法を提案したんですね。それならばいいだろう。無償じゃなくて有償で貸し付けるならば、最高裁の言う趣旨に合致するという判断で判決が出されました。これはつい最近出たものですから、勝浦市としてもすぐ対応はできないと思いますけれども、その辺を踏まえまして、今後の考え方をお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤江財政課長。

○財政課長（藤江信義君） お答えします。ともに市有地を神社の用地として、向こうでは町内会、私どもで言えば地縁団体になりますけれども、そこに貸し付けているケースで、一つが無償で譲与した。これは合憲だと。無償で貸し付けている、これは違憲であるという判断が示されました。同じような形態でありながら、全く異なる判断が最高裁で示されました。ただ、無償で貸し付けておるものについては、今、議員のご質問にもございましたけれども、差し戻しをし、違憲状態をどういう形で解消したらいいのか判断しなさいということで差し戻しになりました。12月6日、これはインターネットで確認して、判決の要旨、あるいは内容をまだ確認してございませんけれども、有償での貸し付けと申しますか、賃貸であれば違憲状態は回復できるというような札幌高裁での判断が示されました。

3月の答弁の中でも申し上げましたけれども、これは司法の判断を受けて、我々は受動的にその判断に従って対応しなければならないということでございますので、あくまでも札幌高裁の判例を見てから検討させてもらうという意味、検討まで言っていません。対応させてもらうというふうに言っていますけれども、訴状を見まして、判決を見て、今後対応したいと思っております。ただ、どうも釈然としないのは、片や無償で譲与した。相手にやっちゃうんですね。それは合憲だと。無償で貸し付けているのはだめなのかというのが、なかなか理解できないところがあります。その辺がどこがどう違うのか。うちのほうのケースと当てはめてどこがどう違うのか。また、我々からすると、どういう形が適法になるのか。もう少し時間をいただきませんか、結論が出ないかなど。

ただ、これについて地元の地縁団体には、議会終了後、こういう判断が示されておるので、今後協議をお願いすることがあろうと思うので、よろしくお伺いしたいという申し出はしております。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） わかりました。次に、第2項目及び第3項目について伺いたいと思ったんですが、先ほどの市長の答弁で、基本計画、並びに3か年実施計画については次期市長の考え方にゆだねるというような趣旨だったと思います。そういうことであれば、ちょうど市長の引き継ぎと申しますか、そういう時期に来れば、その辺が常識的なご判断だと思います。それはそれでいいんですが、一つだけ確認の意味で市長にお伺いしたいんですが、新年度予算編成の中で、先ほどの答弁では骨格予算だと。経常的なものをのせる、緊急を要するものをのせるんだと。普通建設事業、そういったものについては次期市長にゆだねるというお話でした。そこで確認の意味ですが、(仮称)市民文化会館については、当然、当初の予算の中では計上せず、次期市長に判断をゆだねるということで解釈してよろしいのか、伺います。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 私が市長に就任したときも、骨格予算であったわけですね。ですから、この骨格予算をいただいた新市長が、これはというような思いになっては、運営上まずいと思います。ですから、その辺は国のいろいろな財政政策で地方交付税その他問題があるかと思imasので、それと同時に現在の取り壊しの予算を今回いただきますので、それを加味して、次期の当初予算にのせ得ることができるような状況であれば、そのようにしていきたい、そう考えております。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） 当初予算にのせるかどうか、それを明確にお伺いしたい。国の例をとってなんですけれども、民主党が政権をとって、その瞬間にそれまで自公政権が計画して、半ば執行してきたものを急遽やめる。そういう国のやり方、民主党のやり方があるわけですね。時の政権、市町村で言えば新たな首長がそれは一時凍結だと判断すれば、そこで凍結できるわけですね。その辺の判断を次期市長にゆだねるべきだと思うんですが、再度お伺いします。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 国庫補助事業とか、あるいは継続事業、これは継続事業に当たると思うんですけれども、早急に予算措置をしないと特に支障があるものについては計上する必要がある、そう考えております。したがって、ねじれ国会で非常に不確定な状態ですけれども、それを見極めながら、計上できるものは当初予算にのせるという基本的な姿勢でいきたいと思っています。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） では、一番最初の答弁と多少食い違ってきます。普通建設事業的なものは次の市長にゆだねるんだというお話でした。たとえ継続事業であっても、これはまだ本体に手をつけたわけじゃないです。本年度中は、今まであった古い建物を壊すだけです。建物の実施計画、計画は委託してありますから、かかりますけれども、新しい建物に手をつけちゃったわけじゃないんですね。まだ、取りやめることも可能だと思うんです。次期市長がどなたがなるかわかりませんが、その辺の判断次第でどうにでもなる。どちらでも判断は変えられるというふうに思うんですが、私はそっくりその辺の判断も次期市長にゆだねるべきだと思います。

多分、お聞きするところによると、3月議会は新市長の名前において予算案を提案するはずで、その段階で新市長がのせるのかのせないのか判断すれば、もしのせるということになれば、間に合うわけです。国とのやりとりだって間に合う。そういう意味で、とりあえず新市長の判断に任せるべきだと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） それは第1回目の答弁で、私はきちっと答えているはずでございます。例えば、政策的な経費のうちでも、債務負担行為を設定しているものとか、あるいは国庫の補助事業等で継続事業、これは一くくりで継続事業になると思います。そういうもので予算措置しないと特に支障があるというものは計上するけれども、それ以降は新市長の判断でとり行っても支障がない、そう考えております。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。忍足邦昭議員。

○5番（忍足邦昭君） わかりました。これ以上質疑してもあれですから、終わります。以上で私の質問を終わります。

○議長（板橋 甫君） これをもって忍足邦昭議員の一般質問を終わります。

○議長（板橋 甫君） 続きまして、児安利之議員の登壇を許します。児安利之議員。

〔14番 児安利之君登壇〕

○14番（児安利之君） 通告をいたしました庁舎管理の問題、産業廃棄物処分場建設問題、国民健康保険の問題、以上3点について市長の答弁と見解を求めたいと思います。

まず第1の勝浦市庁舎総合管理業務委託についてであります。勝浦市は、富津市岩瀬860番地の4、株式会社佐生との間に庁舎総合管理業務を委託契約いたしました。この契約は、平成21年10月1日から平成24年9月30日まで、3年間の長期継続契約となっております。私は、今年の3月の定例会におきまして、補正予算の質疑の中で、財産管理費委託料724万8,000円の減額についてただしたところであります。入札の結果、新しい業者にこの管理業務がかわったことによる700万円の予算の軽減が生まれたが、仕事の中身や働く従業員の労働条件が低下しているのではないか。いわゆる安かろう悪かろうではないのかということと質疑を行ったわけであり、執行部の答弁は、ふなれな面もあって、清掃の面では不十分な点も確認されたが、業務仕様、内容等については、従来の契約とほぼ同等のものを使用しているため、業務内容については強く指導してきたが、今後とも適正管理に向けて指導してまいりたいということでありました。

ところが、さきの10月29日付、私どもの発行している赤旗新聞の報道によりますれば、千葉県公安委員会は、千葉県所有の新都市ビルや立体駐車場の管理を行っている株式会社佐生が警備業法に違反したとして、同社に12月1日から37日間の営業停止の行政処分を下したと報道しております。

県議会で我が党の県議が総務委員会で質疑した中でも、佐生は、警備業法違反だけでなく、人員の不足から仕様書どおりの人員配置がされなかったり、最低賃金にも満たない低賃金の雇用がやられていることが明らかになってまいりました。

そこで、以上の点を踏まえて、以下の質問を行います。

第1は、佐生との業務委託契約の内容について、まず伺います。1つとして、契約期間及び年間契約金額。2つ目は、契約書の中に解約条項はあるかないか。3つ目として、競争入札の経過及びその結果について。4つ目は、契約の業務内容について。5つ目は、各業務、つまり設備管理、清掃、警備、これらに対して、それぞれどのような人員配置がなされ、また、その勤務形態はどうなっているのかということとあります。

大きい2つ目、委託会社佐生の実態について伺いたいと思います。その2つ目の第1は、契約書の内容と実際業務との食い違いが、この3つの業務についてないのかどうか。また、その中でも特に警備業務について、警備業法違反の疑いはないのかどうか。第2として、そこに働く労働者の雇用形態、あるいは賃金単価、割増賃金、福利厚生などの労働条件はどうなっているのか、伺いたいと思います。

大きい第3は、千葉県公安委員会は、さきに述べたように、警備業法違反で株式会社佐生に12月1日から37日間の営業停止の行政処分を下して、その後、千葉県は同社との契約を解除し

たと言われております。勝浦市として、このような状況にどう対処しているのか。私は、この勝浦市と佐生との契約は解除して、新たに入札をし直すべきだと、そういうふうに考えているものでありますけれども、今後どのように市は対処しようとしているのか、市長の見解を伺いたいと思います。

次に、第2の産業廃棄物処分場建設問題について伺います。平成22年10月24日、産業廃棄物処分場建設反対市民決起集会が2,858名の市民参加のもと、陸と海の連帯の意思表示で成功をおさめました。この参加者の内訳は、まさに市民各界各層から参加しているといっても過言ではありません。勝浦市の区長会を初めとして漁業関係者や学校関係者、あるいは議会関係者を初め多くの諸団体、個人の参加で、地元鶴原区民を励まし、固い連帯の意思表示の場となったと思います。

その後、11月27日、第1回の産業廃棄物処分場建設反対支援団体代表者連絡協議会がこの市役所の4階の大会議室で持たれました。この中で、地元住民の会からの現時点での問題提起や支援団体からの問題提起、あるいは要望、どれをとっても運動の核心に触れるものと感じた次第であります。

私も海と緑を守り産廃に反対する議員の会の幹事の一人として、これに参加をいたしました。この立場から市長に対して以下の問題について見解を求めたいと考えます。

私はこの産廃問題については、今回で都合4回の質問に立つこととなりますが、ことしの3月定例会議会での私の質問に対して、市長は次のように答弁しております。議事録から引用しますと、「これは長くかかるであろうと思う。行政としての打つ手ももっと考えなきゃいけないし、最悪にして、法廷闘争というようなことまでも想像した上で、いかに対応すべきか、具体的に他市町村がとっている政策、対応策をまず我々は検討し、加えて、長期に備える準備をすべきだ、私自身、そう考えております。法廷闘争で勝つには、それだけの大きな陣容を整えるということになれば、市民の応援も必要でありましょうし、また、市としても外房地域の観光、自然の保護という意味でも許せることではないのですから、考えていかなければいけないという考えであります。それは、市をあずかる人間としては、当然のことであろうと考えます。県に赴き、反対の意向であるということを即刻申し上げてきた私の気持ちは、今現在でも変わってはいないということを申し上げたいと思います」、このように市長は3月議会での私の質問に答弁されました。

私はこの市長の答弁を踏まえて、3月議会とかなりダブる質問となろうかと思いますが、現時点での状況を含め、次の質問を行いたいと思います。

産廃問題の第1の質問は、産業廃棄物処理業許可証交付に関する手続フローというのが県にありますけれども、千葉県がこのフローに基づいてどの程度まで進捗しているのか、その状況はどうかを、まず伺っておきたいと思います。

2点目は、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第6条によって、県が実施した現地を検査することによって、予定地内に本来あるはずのないコンクリート殻などがあつたと聞いております。この状況が事実であるとするならば、少なくとも不法投棄、あるいは不法行為が行われたと言えるのではないかと思いますけれども、この事実関係について確認をしたいと思います。これについて市長から答弁をいただきたい。

第3は、先日の支援団体代表者連絡協議会で、地元住民の会から出された人手が不足してい

る、あるいは専門的知識が不足している、あるいは常設事務局の強化で、機関として確立をしたいと、こういう切々たる要望といたしますか、意見が出されたわけですが、それらの提起されたことについて、市は行政としてどのような支援ができるのか、伺いたいと思います。

第4点目、3月議会での市長答弁にもあるように、この運動は長期にわたる戦いが予想されるわけですが、裁判闘争も含めて、組織的あるいは経済的な問題をどのように考えるのか、市長の見解を求めたいと思います。

最後の第5点目として、市として産廃規制条例なるものの制定は、勝浦市民の一致した反対の意思の表明として有効な方向だと考えるものですが、条例制定の意思はあるのかどうか、改めて市長の考えを伺いたいと思います。

最後に、国民健康保険の広域化と保険税の値上げの問題について伺います。高過ぎる国民健康保険税、非情なまでの滞納制裁、増え続ける無保険者という状況の中で、貧困と格差が広がる中、市町村の国保の危機的な状況がますます深刻化している。こうした事態への根本的な打開を打たない一方で、民主党政権はさきの通常国会で、国保の広域化を推進する法案を通して、後期高齢者医療制度の見直しとも連動させて、医療保険の都道府県単位化を進めようとしている。これはある識者の言葉でありますけれども、私もこの指摘に全く同感するものであります。

そこで、まず第1に伺います。今年5月12日通常国会で、国民健康保険法改定が可決され、5月19日に厚生労働省の保険局長名で都道府県知事あてに広域化等支援方針の策定についてという通達が発せられました。この通達の内容は、一般会計繰り入れによる赤字補てん分については、保険料の引き上げ、収納率の向上、医療費適正化策の推進等により、できる限り早期に解消するように努めることと、明確にしているわけであります。これは県下の保険税、あるいは保険料を均一にするために、市町村の一般財源の繰り入れは解消する。そして、そのために保険税を値上げする。要するに、保険税の値上げにこれを転嫁せよというものであります。これはとんでもない通達であります。市長はこの通達をどう考えるのか、見解を求めたいと思います。

第2に、平成20年12月19日付、中学生以下の子供への保険証の交付、あるいは平成21年1月20日及び9月19日付、生活困窮者への短期保険証の交付、平成21年4月14日付、失業者の国保税の減免、平成21年7月1日付、窓口負担の減免推進、以上4件の通達あるいは事務連絡が国から発せられています。勝浦市としては、このような通達あるいは事務連絡をどのように運用されてきているのか。あるいはまた、市民への通知等含めて、さらにこの通達のもとで実績として、目に見える形としてこの通達が生かされてきているのか、これについて伺っておきたいと思います。

大きな第3としては、厚生労働省は、ついせんだってであります。平成22年9月13日、国民健康保険の患者負担の減免について、新しい基準を示す通知を出しました。これまでの減免基準は、災害や事業の休廃止、失業、農作物の不作、あるいは漁獲の不漁等によって収入が著しく減少したときとしておるわけであります。ところが、新しい基準は、収入の減少について一定の基準を明確にして減免期間も明示いたしました。また、その減免額の2分の1は国が負担することとしております。この通達の運用については、担当課としてはどうなっているのか、それをまず市長に伺いたいと思います。

大きな第4は、平成22年度、つまり今年度の千葉県下54自治体の中で、高いほうから24番目、

1人当たり10万6,881円という勝浦市の保険税額について、来年度はどのように見通しているのか、少なくとも今年度よりも税の引き下げを強く要求するものでありますが、このことについて市長の考えを伺って、第1回目の質問を終わります。

○議長（板橋 甫君） 市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） ただいまの児安議員の一般質問に対し、お答えいたします。

初めに、勝浦市庁舎総合管理業務委託について申し上げます。

最初の業務委託契約の内容はどのようなものなのかとのご質問ですが、1点目の株式会社佐生との契約期間、年間契約金額につきましては、平成21年7月6日に長期継続契約を締結し、契約期間は平成21年10月1日から平成24年9月30日までの3カ年となっております。また、契約金額は、全体で8,154万270円で、年度割で申し上げますと、平成21年度が1,299万4,170円、平成22年度及び平成23年度がそれぞれ2,718万90円、平成24年度が1,418万5,920円でございます。

2点目の契約書中の解約条項の有無につきましては、業務委託契約約款第13条から第17条までの条項で、解除関係の規定を定めております。

3点目の競争入札の結果につきましては、平成21年6月30日に指名競争入札を実施いたしましたが、10社を指名したところ、2社が辞退したことにより、8社の入札となり、予定価格2,048万5,500円に対し、落札価格は1,299万4,170円という結果となっております。

4点目の契約業務の内容はどのような内容かとのご質問ですが、本業務は設備管理業務、清掃業務及び警備業務の総合管理業務として契約し、それぞれの業務内容につきましては、業務区分ごとに仕様書で定められております。

各業務内容についてですが、設備管理業務につきましては、庁舎に設置されている電気、空調、給排水設備、防消火設備等の運転・点検等を任務としています。

清掃業務につきましては、市役所庁舎及び庁内敷地内の清掃ですが、内容は庁舎清掃基準表等に基づいて行っております。

また、警備業務につきましては、市役所庁舎及びその附属施設等に対する警備業務を内容としています。

5点目の各業務に対して、それぞれどのような人員配置がされ、その勤務形態、状況はどのようなになっているかについてですが、契約仕様書において、それぞれの管理体制、時間帯を定めてございますが、設備管理業務については3名を常駐として、全日午前8時から午後6時までとしております。

清掃業務は、業務区分ごとに適正な人員配置とし、執務に支障のない場所は昼間実施し、その他の場所は職員の出勤前または退庁後、あるいは休日等に行うとしています。

また、警備業務は、2名編成による年中無休の配置で、時間帯は午後5時から翌日午前9時までとなっております。

次に、委託会社佐生の実態についてのご質問についてですが、1点目の契約書の内容と実際の業務の食い違いはないか、また警備業務について、警備業法違反の疑いはないかとのご質問ですが、契約上の体制は先ほど申し上げたとおりですが、これに対する実際の対応は、警備管理業務が4名のローテーションにより、3名を常駐とし、清掃業務は

専任2名と兼務3名、合計5名のローテーションにより、仕様書の時間帯で実施し、警備業務については、4人のローテーションで、毎日2名配置で行っており、契約上の体制に沿った内容で実施されております。

また、警備業法に抵触していないかについてであります。本年10月に委託会社より作業員の研修時間に多少不足があったものの、是正措置を講じた旨の報告がありましたが、その他については、契約以来、同法の警備業務実施に係る諸規定を遵守して業務が行われてきたと認識しております。

2点目の労働者の雇用形態、賃金単価、割増賃金、福利厚生などの条件についてのご質問ですが、警備及び設備従業員については、常勤としての雇用形態で、社会保険、厚生年金で対応しておりますが、清掃業務従事者はパート雇用で社会保険、厚生年金に加入していないと伺っております。賃金単価等については把握しておりません。

次に、千葉県公安委員会が株式会社佐生を警備業法違反として、同社に12月1日から37日間業務停止の行政処分を行ったことに伴う勝浦市としての今後の対応についての質問であります。ご質問のとおり、千葉県公安委員会は、10月13日付で千葉県所有の新都市ビルや立体駐車場の管理に当たって、警備業法に違反があったとして、業務を受託している株式会社佐生に12月1日から37日間の営業停止処分があったところであります。

市では、同処分内容が千葉県内における業務停止であること、また、警備業務にすき間なく継続性が必要なことから、警備に支障を来さないようにするために、営業停止期間を含む平成22年12月1日から平成23年3月31日までの間、株式会社佐生との契約から警備業務を除外する内容にて契約変更を行い、この間、別の警備会社である株式会社シルバースターセキュリティと業務委託契約を締結し、現在、警備業務を行っております。

今後は、今回の行政処分に至った経緯も含め、委託業務全体の検証を十分行い、管理の適正を図ってまいりたいと考えております。

次に、産業廃棄物処分場建設問題についての第1点目の産業廃棄物処理許可証交付にかかわる手続フローに基づいて、現時点での進捗状況はどの程度まで進んでいるのかのご質問ですが、産業廃棄物処理業許可証交付に関する手続ですが、平成20年7月28日付で事業計画者から千葉県に事前協議書の提出があり、平成21年2月27日付で県より意見照会、同年3月6日付で現地調査、同年5月28日付で勝浦市の意見書を県に提出しております。

現時点では、平成21年9月10日付で千葉県より事業計画者に通知された審査指示事項について、主に千葉県と事業計画者が協議を行っているところであります。

審査指示事項の中には、勝浦市の要望した事項もあり、事業計画者と勝浦市が協議をしているところであります。

第2点目の千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第6条により、予定地内に本来あるはずのないコンクリート殻などがあったと聞いているが、これが事実であるならば、不法投棄不法行為が行われたと思われるが、事実かどうか確認するについてのご質問でございますが、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱第6条には、事前協議書等を受領した後は、千葉県環境生活部廃棄物指導課長は必要に応じて現地調査を行うことができることとなっており、県廃棄物指導課の調査により現地にコンクリート殻などが埋まっていることは確認しております。しかしながら、このコンクリート殻等をいつ、だれが投

機したかは現時点では特定できておりません。

第3点目の先日の支援団体代表者連絡協議会で、建設反対地元住民の会から出された、1、人手不足、2、専門的知識の不足、3、常設事務局を強化し、機関として確立する問題などが提起されたが、市は行政としてどう援助できるかのご質問でございますが、確かに連絡協議会の中で人手不足等の問題が提起されましたが、行政は行政としての業務、立場がありますが、本年10月に設置した産業廃棄物最終処分場建設計画検討委員会の中で検討し、行政でできるもの、やれるものについては行っていきたいと考えております。

第4点目のこの運動は、いずれにしても長期にわたる戦いが予想されるが、裁判闘争も含めて、組織的、経済的な問題をどのように考えているかのご質問でございますが、産廃処分場の建設にかかわる県内7市を調査しましたところ、組織的、経済的な支援を行っている市はありませんが、3点目で答弁しましたように、産業廃棄物最終処分場建設計画検討委員会の中で検討をしていきたいと考えております。

第5点目の市として産業廃棄物規制条例の制定は、勝浦市民の一致した反対の意思表示としても有効な方向と思うが、その意思はないかとのご質問ですが、産業廃棄物最終処分場は廃棄物の処理及び清掃に関する法律により定められた構造基準と維持管理基準に基づき設置されております。また、千葉県にも千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱があります。国、県の法令等に従って設置が協議されることとなっており、したがって、ご質問の市独自の規制条例の制定については問題があるかと考えております。

○議長（板橋 甫君） 市長の答弁中ですが、3時25分まで休憩いたします。

午後3時10分 休憩

---

午後3時25分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君） 次に、国民健康保険についてお答えいたします。

初めに、広域化等支援方針についてであります。5月19日に公布、施行された改正法によりまして、都道府県は国民健康保険事業の運営の広域化または国民健康保険財政の安定化を推進するため、市町村に対する支援の方針を定めることができるとされ、その基本的事項につきましても明記されております。

この広域化等支援方針の策定が国の普通調整交付金の減額措置の適用除外の要件であるため、千葉県においては12月末日までに保険者規模別目標収納率設定等を記載するとしていますが、現在のところ、未定であります。

また、この策定に当たっては、市町村の意見を聞くものとされていることから、今後、広域化等支援方針（案）策定に係る意見照会及び動向等を注視しながら、適切な対応をしてまいりたいと考えております。

さらに、事業運営や財政運営の広域化に向けた施策等につきましては、今後の見直しの中で広域化等支援方針に記載することとされていることから、保険税及び一般財源の繰り入れ等につきましては、現時点では推計ができなく、具体的にはお答えできませんが、市といたしまし

ては、厳しい国保財政ではありますが、医療費の適正化策等を図りながら、市民生活と健康を念頭に置き、慎重な対応をしてみたいと考えます。

次に、子供への保険証交付、生活困窮者への短期保険証交付、失業者の国保税減免及び窓口負担の減免推進について、これらの通達、事務連絡はどのように運用されているか、また、市民への周知、さらに実績はどうかとの質問でございますが、最初に子供への保険証の交付について申しますと、ご承知のとおり、資格者証を交付されている世帯において、国民健康保険法の一部改正により、平成21年4月1日から中学生以下の子供がいるときは、その世帯主に対し、その子供に係る有効期間を6カ月とする短期被保険者証を交付することとされ、さらに本年7月から法改正により、高校生以下までに年齢が引き上げられたところであります。

本市におきましても、改正法及び通達等に基づき適正に運用しており、現在、高校生以下62世帯、98名の方が適用されております。

次に、生活困窮者への短期保険証の交付であります。国から被保険者資格証明書に係る政府答弁書についての通知が平成21年1月20日付にてされております。これに基づき適正に処理しているところですが、窓口において相談を受け、緊急的な対応として短期保険証を交付している件数は、平成22年度において7件でございます。

次に、失業者の国保税減免についてですが、国から離職者に係る保険料の減免の推進についての通知が平成21年4月14日付にてされております。これによります相談件数は3件ありましたが、結果的には減免には該当しませんでした。

加えて、本年6月議会において、国民健康保険税条例の一部が改正され、非自発的失業者に対する軽減措置が創設されております。これによりますと、申請件数ですが、現在のところ54件でございます。このうち6件が分納の申し出がございました。

次に、窓口負担の減免推進についてですが、窓口負担の減免につきましては、議員ご承知のとおり、国民健康保険法第44条第1項において、保険者は特別の理由がある被保険者で保険医療機関等に一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、一部負担金の減免又は徴収猶予の措置をとることができると規定されており、これにより各保険者においては、財政状況等を考慮し、実施しているところもあります。

本市におきましては、現時点では実施しておりませんので、実績はありませんが、引き続き保険税減免制度や高額医療費貸付制度等の情報提供を行っていくとともに、通知にもありますように、被保険者から保険料や一部負担金を支払うことが困難である旨の申し出等があった場合につきましても、必要な対応をしてみたいと考えております。

次に、これら市民への周知についてでございますが、保険税納税通知書送付の際に納付困難な場合は早目に相談するよう記したパンフレットを同封しております。また、広報紙への掲載ですが、最近のものでは平成22年7月2日号において、国民健康保険税の税率変更等のお知らせに合わせ、解雇等による失業者に対する国保税の軽減措置の創設や納付に関する問い合わせを掲載したところであります。

次に、国保患者の一部負担金減免についてですが、国では平成22年9月13日付で、厚生労働省保険局長より「一部負担金の徴収猶予及び減免並びに療養取扱機関の一部負担金の取扱いについての一部改正について」を地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的助言として、各都道府県知事あてに通知いたしました。

この改正内容のうち、一部負担金減免につきましては、減免する上での収入減少の認定に当たっては、入院療養を受ける被保険者の属する世帯であって、世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入が生活保護法に定める生活保護基準以下であり、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯も対象に含めるものとされ、また、減免期間においては1カ月単位の更新制で3カ月までを標準とするが、3カ月までに期間を制限するものではないとし、療養が長期に及ぶ場合は、その実態に応じて対処することとされたところであります。

この通知による本市の対応につきましては、現在の本市国保財政の状況等を考慮し、現時点の運用は行っておりませんが、今後の財政状況等を見極めながら、対処してまいりたいと考えております。

次に、来年度の国民健康保険税の見通しであります。議員ご承知のとおり、本年度当初予算においては財源補てんとして、国保財政調整基金を全額繰り入れることにより予算編成をいたしました。しかしながら、その後、所得の低下や医療費の増加等が見込まれたことから、それらに対応するため、6月補正予算において一般会計から法定外繰り入れをした上で税率改正を行い、財源を確保したところであります。

このような財政状況の中、現在まで循環器や脳血管障害等の高額医療患者の方が見られるとともに、今後、インフルエンザ等に係る影響がどの程度になるか不透明な部分もありますことから、現時点での詳細な見通しはできませんが、医療費は増加傾向にあることに加え、所得の低下も引き続き見込まれること等から、来年度におきましても厳しい財政運営は避けられないものと考えております。

以上で児安議員に対する一般質問の答弁を終わります。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 最初に、庁舎管理の点についてです。登壇しての質問の中でも言っておりますが、今年3月の補正で、最終補正だと思うんですが、この委託料の減額を言いました。700万円の減額を行ったと。そのときの質疑で、これも3月の議事録を見ると、それだけ予定価格よりも減額して落札した会社が、会社ですから利益を上げなきゃいけないので、何で今までの仕事の水準を下げないまま運営できるか、業務ができるかといったら、人件費を下げるよりないんですよね。私はそういう点で指摘して、人件費が相当切り詰められて、それは働く人の単価ももちろんだけれども、例えば4人必要なところを3人に削っちゃう。場合によっては半分の2人にしちゃうとか、そういうことでやる以外にないと、こう指摘したんです。だから、始まった仕事が、今まで結構きれいな庁舎が汚れてきてるんじゃないかと、こう言ったら、総務課長もそこで清掃業務については、引き継いだばかりでなれないこともあるけれども、今までよりは汚れているのを確認しましたと。だから、その辺は一層指摘して、きちっとやらせるように指導を強めていくと、こういう答弁があるわけですね。だから、結局、そういうことがずっとやられてきているはずですよ。その点、どう思うのか、まず聞きたいことが一つ。

もう一つは、千葉県公安委員会が警備業法違反で業務停止の行政処分を行った後、それを受けて、営業停止になったわけでしょう。千葉県下の業務停止ですから、12月1日から37日間といえ、来年の1月以降です。これからいけば、勝浦も同時に業務停止だと思うんですよ。今日は12月8日。8日間は、今の答弁では、新しいシルバースターセキュリティという会社と契約し直したんですか。この佐生との3つの業務うち、警備業務はこの契約書から全部外したと。

それで新しくシルバースターセキュリティという会社と、12月1日付で契約し直したんですか。それを確認したい。

県議会での総務委員会でのやりとりの議事録をとって見たんですけど、警備業法もそうなんだけども、この中で勤務時間が駐車場のところで8時半から翌日の8時半まで24時間勤務があるんだけど、昼間の勤務と夜間の勤務をくっつけて、33時間ぶっ続けの勤務を1週間のうちに3回やらせているという実態があるわけです。そうすると、勝浦だって、恐らくそういうことじゃないかと。

だから、聞きたいのはさっきの一つと、もう一つはその会社と契約し直したのかというのが2つ目。

3つ目は、さっき清掃業務については1人の常用と2人の臨時雇用で回していると言いましたが、今はびっくりしちゃって増やしたか知りませんが、契約以降これまでは2人の女性賃金が午前中2時間だけ来て、掃除等いろんなことやって、昼で帰って、また午後から来て2人が2時間やって、都合4時間、2人で8時間、清掃業務をやって帰っているじゃないですか。そういう実態じゃないですか。今、答弁書の中では、1人常用がいるというふうに言っていたけども、それはうそじゃないんですか。その辺、もう一回はっきりしてください。

それと、今までの会社の秀和のときには、清掃業務一つとって、本採用の社員が五、六人いたんじゃないですか。それが朝から晩まで、役所に来ると、行った先でその人たちとぶつかるぐらい、庁舎の中をずうっと歩き回ってやっていたじゃないですか。中には、トイレの手洗いのところに、ふっと花が生けてあって非常に褒めてあげたんですけど、これは仕事のうちかいといたら、いえ、野に咲く花をとってきて、私どもがちょっと飾ってあるんですとか、そういうサービスまでして、庁舎が非常にぴかぴかになっていた。だけど、今の体制でぴかぴかにしろといたら、働いている人は無理ですよ。

そういう点、業務委託契約の中身を見たって、庁舎清掃作業実施書を見たって、2人の人が午前、午後2時間ずつです。じゅうたんの清掃1回、床の掃き拭き、吸い殻捨て、灰皿清掃、紙くず処理、机、テーブルのぞうきんがけ、備品、什器の除塵、窓台の除塵、受話器のから拭き、ドアの拭き掃除、手すりの拭き掃除、流しの掃除、湯沸かし器の掃除、茶殻の処理、鏡磨き、汚物入れ衛生器具の清掃、ペーパーの補充、金属部分の磨き、ふきんふき掃除、排水溝の清掃、ごみの分別、除草業務、ごみ掃除、床面の洗浄、ワックスがけ、じゅうたん部分の機器洗浄、内部壁面清掃、ごみ集荷・運搬、これだけ数えて幾つありますか。日常作業だけで9、それから20、定期清掃が4、毎日1回とか、大体1回ですけど、中には適宜というものもある。定期清掃は1回ないし2回。こういう作業内容でどこをやるかといえば、市民ホール、エントランスホール、待合室、議員ロビー、展示ホール、風除室、自販機コーナー、テレフォンコーナー、エレベーター、エレベーターホール、廊下、トイレ、身障者トイレ、湯沸かし室、階段、建物周り、駐車場、庁舎敷地内、庁舎内より資源ごみ、その中のカーペット、長尺ビニールシートとか、やれなんだかんだとか、御影石、磁器タイルとか、これ、2人の賃金者が、しかも半日とかじゃなくて、たった2時間ですよ。合わせて4時間でやれるわけがない。やっているとなれば、相当ハードな労働強化です。はっきり言って、人間扱いじゃないです。こういうやり方を私が認識するぐらいだから、それを管理指導する担当する総務課が知らないはずがない。こういうことが果たして契約書どおりにやられているのかということです。その点について答

弁をいただきたい。それが3点目。

警備業法違反というのは、県公安委員会が指摘して、業務停止したんです。勝浦の警備業法は違反してなかったのか。もししてなかったら、別の会社をあえて雇う必要ないじゃないですか。していたと認識してから、そうなんでしょう。それはどういうふうにしていたのかということですね。それを答弁いただきたい。

一問一答なんだけれども、こういうやり方はちょっとまずいかな。

○議長(板橋 甫君) 答弁を求めます。岩瀬総務課長。

○総務課長(岩瀬 章君) お答え申し上げます。庁舎管理の関係でございますが、まず1点目についてでございますが、市では平成21年度の庁舎管理を実施するに当たりまして、契約の透明性を確保するとともに、経費節減を資するために長期継続契約を導入いたしました。この準備期間等もございましたので、6月30日に入札を実施して、10月1日より業務を開始したところでございます。

業務内容につきましては、契約仕様書等で規定してございますが、基本的には契約書に基づきまして、おのおの対等な立場における履行を期してきたところでございます。

なお、仕様書の作業内容云々のご指摘もございましたが、当初につきましては、ふなれな面等々もございまして、行き届かない面もございましたが、契約仕様書等に基づきまして、厳しく指導して現在まで行っているところでございます。

2点目の千葉県公安委員会が県の行った警備業務に関しまして、一部期間、12月1日より37日間の営業停止の行政処分がなされたところでございます。同社は、本市も委託しておりまして、十分かわりがあるわけでございますが、警備業務に関しましては、作業の性格といたしまして、中断するわけにはまいりません。また、本件が発覚いたしましたのは10月18日の同社よりの報告に基づいて確認をしたところでございます。営業停止が12月1日に迫っておりますことから、処分内容は千葉県内での警備業務の営業停止と、このような内容でありましたことから、総合管理契約を結んでいるうち警備業務につきましては、営業停止期間を含む12月1日より年度末まで、3月31日までの4カ月間につきまして、佐生との契約から警備業務部分を除いた変更契約を行いまして、別の会社でございますシルバースターセキュリティという警備専門会社に既に11月中旬に契約を行いまして、3月まで行う予定としております。

3点目の千葉県の行政処分対象となった勤務時間形態等についてご質問がございましたが、確かに伺いましたところ、県の駐車場管理におきましては昼夜連続で、一時的には5日間連続で行われたというような形での違法状態があったと。そのほか、制服の届け出、また名簿の作成不備等々が指摘された上での行政処分と、このようになっております。

本市の現状におけます警備実態でございますが、先ほどご答弁をさせていただきましたところでありますが、契約業務仕様には、警備、清掃、設備それぞれの業務仕様が定められております。これに基づいて実施をしてきているところでございまして、それぞれの内容につきましては、先ほど答弁させていただいたとおりであります。勤務編成、時間帯等につきましては、おおむね仕様書どおり業務が執行されているというふうに認識しております。

4点目の、そのうちの清掃業務にかかわるご質問でございますが、契約仕様書によりまして、業務区分ごとに適正な人員配置を行うと。その業務区分につきましては、日常業務、また月1回、年1回程度の定期業務、さらに特別な必要に応じて行う特別業務、このような業務区分が

あるわけですが、人数等の規定はしておりません。また、時間帯につきましては、本庁舎関係につきましては執務に支障のない時間帯、支障のない場所につきましては昼間行う。そのほかの支障のある場所、事務室等につきましては、職員の出勤前、退庁後に行うと、このような時間割とさせていただいております。

それに対しまして、配備体制でございますが、1回目の答弁でさせていただきましたように、清掃専従が2名おります。そのほかに設備スタッフが4名いるわけでございますが、4名の設備業務が一日じゅう業務に当たるわけではない中で、そのうちの3名が主に外回りの清掃に当たっているところでございます。

なお、清掃の時間帯でございますが、これは日常業務の範囲でございますが、午前9時から正午まで、それと午後4時半から6時半まで、合わせまして1日5時間というような体制で実施してございます。

以上のおりでございますが、実際に契約どおり行われているかのご質問に対しましては、おおむね仕様書に則した業務を実施していると考えております。

最後のご質問で、今回の行政処分の警備業法違反事案につきまして、勝浦市の分が該当しないかというご質問でございますが、主たる原因につきましては、項目も含めまして千葉県が管理します新都市ビル、立体駐車場の管理に対してのことだと思っております。しかしながら、その中の教育、研修につきまして一部勝浦市の部分につきましても時間が不足していたということも報告で伺っております。なお、この点につきましては、速やかな改善を図ったということでございます。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 警備管理業務明細書で、保守管理要員は3名の常駐者を必要とする。保守管理業務の時間帯は全日、午前8時から午後6時までとすると、こうなっている。これはこのとおりやられているか、配置されているか、それが一つ。

それから、清掃業務明細書のほうでは、各業務区分ごとに適正な人員配置をもって行うこと。確かに何人とはうたっていない。だけど、さっき私が言ったように、これだけたくさん業務を、今話していたが、現実はずうと思えますよ。パート2人が午前2時間、午後2時間やってるだけという認識なんだが、違ってれば、もう一度、答弁いただきたい。適正配置とはどういうものか。この辺は契約のときに、市が出す仕事ですから、ちゃんとした最低賃金法に違反しないような、そういう賃金単価で雇い上げて下さいよという要望も出しますよと、3月議会では総務課長が言っていたんだよね。だから、そういう指導をやった上で、現時点でもどうなっているかなど。余りにも低賃金で雇われていないのかなどか、そういうのに目を光らすのは当然の責務じゃないですか。そういうことをやった上で、これだけの仕事をこなしていく上で適正配置とは、だれが見たって言えないわけで、この辺の改善を求めるのは当然のことだと思うんだが、その点が一つ。

もう一つの警備業務は、配置人員、2名編成による年中無休の配置、午後5時から翌日午前9時までということになっています。巡回時刻は午後7時、10時、午前6時となっているんだが、2名編成による年中無休の配置ということになると、現在4名いると言っていたけれども、これが本採用になっている、いわゆる社員の人がいるのかいないのか。清掃業務も設備管理業務も大事だが、特に警備は大事な仕事ですよ。警備士の資格要件を満たしている人がちゃん

と4名配置されているのか、それを確認しているのか。聞いたら、教育日数が若干足りなかったけれども、改善しましたよと。それをうのみにできるのか。こういう警備業法違反をやっているような業者が言ったから、うのみにできるということはできないですよ。その裏づけの確認をきちんととっているのかどうか。本当にそう思うなら、何で違う会社に渡したんだということですか。

そういうことで、2名編成なので、4名いるんなら2名ずつやらせているんだらうけれども、この2名が年中無休の配置ですから、そうすると、この人たちが仮に4名でローテーションを組んだときに、年次有給休暇だとか、慶弔等の行事があった。そのときに休む。そういうときの欠員補充の問題とか、労働基準法に基づく休暇の問題とか、聞いてみたら、休んじゃうと賃金カットされるから、実入りが少なくなっちゃうから休めないですよというのが実態じゃないですか。そんな雇い方をしている業者は、少なくとも公的機関が発注する相手としてふさわしいのかどうかというのは甚だ疑問ですよ。そういう点、どうか。

もう一つは、平成22年度は平成22年4月1日から23年3月31日まで2,718万90円、ここから12月1日から3月31日まで、佐生からどれだけお金を引くんですか。新しい会社に3月31日までどれだけのお金を払うんですか、どういう契約になっているのか。そうすると、差し引く金額と新たな会社と契約する金額と、行ってこいで2,718万90円になるのかどうか、その辺、どういう契約をしたんですか。お尋ねします。

それと、この問題の最後に、県がやったように、結局、庁舎管理を適切にやらせるということは、ひいては勝浦市民の利益につながる事なんですよ。だから、そう言っちゃ言い過ぎかわからないけども、少なくとも県の仕事ではいいかげんな仕事をしたわけですから、こういう会社といつまでも、警備業務だけ外せばいいよというだけでいいのかと。この際、千葉県がやったようにはっきりと契約解除をして、新たに入札をし直して、どこから押ししても適切な業務をできる、そういう会社と契約し直すべきだというふうに思うんですが、その点、どう考えるのか。

一つ言い忘れたが、この佐生との契約は、契約書の中身見ると、一体的な総合的契約ですよ。たまたま3つの業務をやるということであっていただけで、設備管理と清掃業務と警備業務と、その3つの業務をやるために契約しますよと。契約は長期継続契約、3カ年にしますよと、こうなっているんです。だから、単に警備業務だけを外したからいいって問題じゃないと思うんですよ。一体の契約なんだから。各業務を一つ一つ契約しているならば別だけでも、3つの業務を一つの管理として、総合管理として契約しているわけですから、そのうちの一つに違法行為があったということになれば、これは御破算にして新たにやり直すというのが常識じゃないんですか。そういう点、どう考えるのか。その点を伺いたい。以上です。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。初めに、1点目の設備業務に対する仕様書との関係というご質問でございます。設備業務に関しましては、議員ご質問のとおり、3名の常駐職員を置いて、全日午前8時より午後6時まで行うという仕様となっております。これに対しまして実際の配置につきましては、設備につきましては3名の常駐というふうな仕様となっております。これに対しまして、実際の運営に当たりましては、4名により3名ずつのローテーションを組んで実施しております。時間帯は、仕様書どおりでございます。

なお、3人ずつで対応していますが、それぞれ時間割を区分いたしまして運用しているところでございます。

次に、清掃業務の仕様についてでございますが、現状につきましては、先ほど申し上げました。仕様では、業務区分ごとに適正な人員配置をすること。これに対しまして、延べ5名で行ってきているところでございます。日常的な清掃について、ご質問の中では2時間というような話もありましたが、実際は午前9時から正午まで、また午後4時半から6時まで、合わせて1日5時間当たりの業務を行っております。基本的には、庁舎内につきましては2人、また庁舎外の外構部分につきましては3名のほかの要員が対応しているところでございます。

なお、この人員配置が適当かどうかにつきましては、さまざまな意見があろうかと思いますが、先ほど清掃業務の業務区分で申し上げましたとおり、日常清掃につきましては対応は可能なのではないかと。そのほか定期清掃、特別清掃等のときには、本社よりこれ以外の人員が参画して行っているところでございます。

次に、警備業務の関係であります。仕様では2名編成で年中無休という形になっております。これに対しまして、実態は4名で対応しております。なお、2人ずつのローテーションで仕様どおり、常時2名が配置されている形となっております。

なお、警備の職員につきましては、常勤的な労働条件だというふうに伺っております。

次に、4点目の本年度の佐生との契約から12月1日以降を除外した変更契約でございますが、この変更に伴いまして減額は218万9,880円の減額の内容となっております。

また、12月1日より新たに契約を締結いたしました株式会社シルバースターセキュリティとのこの間の業務委託料につきましては、257万2,500円となっております。

なお、5点目の千葉県が対応した契約解除の関係であります。本市では現状では警備、清掃、設備の総合管理契約ということで一体的な契約をしております。しかしながら、警備業法に伴う行政処分を受けたということからかんがみまして、警備業務につきましては、少なくとも行政処分の期間については使用はできないという判断をいたしました。つきましては、その間、契約変更をし、新たな業者で実行するというふうな対応をとらせていただきました。

なお、本件につきましては、事態発覚から緊急を要しました面もございまして、当面の必要な措置という判断で実施しているところでございます。

なお、最後のご質問は、先ほどお話しした点と重複する部分がございますが、契約解除要件に当たるかどうかにつきましては、契約書の中におきまして、解除条件が定められているところでございます。契約書第13条から第17条にわたりまして、市側の請求に基づく解除、また協議解除、また業者側の請求に基づく解除等々の規定がございます。今回はこの中の法令に違反したという件で対応させていただいたところでございますが、いずれにしても今回の行政処分に伴います関係につきましては、業者より総体的に報告を求めてきております。現状では労働時間、賃金等、おおむね関連法規を遵守していると認識しているところでございますが、具体的な労働条件、また警備以外の内容も含めまして、全体の業務内容につきまして、今後、精査して対応できる部分につきましては、善処をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（板橋 甫君） 4時35分まで休憩いたします。

午後4時19分 休憩

午後4時35分 開議

○議長（板橋 甫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

ほかに質問はありませんか。児安利之君。

○14番（児安利之君） 庁舎管理の問題については、もう一つだけお聞きして次に移りますけれども、さっきの1回目の答弁で、今後、業務については検証を十分行って、管理の適正を図ると、こういう答弁でありました。検証を十分行ってというのは、それぞれの清掃、あるいは施設管理、あるいは警備、それらの働く人たちのローテーション、働き方も含めて十分検証を行うと。そういう中で、今回の警備業務だけ外してほかの会社に移したという措置は、緊急避難的な措置だから、とにかく3月31日まではこういう形で行っていくと。その間に検証を十分に行って、場合によっては新たな入札でやるということも選択肢の中にあるのかどうか、そういう点について、例えば検証といっても、施設管理業務一つとっても、保守管理体制の中に（4）で建築物環境衛生管理技術者の選任を要するという項目があるわけですけど、当然、その管理技術者の選任はやってあるんだろうと思うんだけど、これら、契約書をもう一回点検しながら、適正配置といっても何が適正配置なのか。さっき言った清掃業務でも、何十もある業務の中で、本当に今の体制が適正配置なのかどうか、お互いに協議しながら、問題は結果として現在の清掃状況と、これまで従前やってきた業者の清掃状況とを比較してみたって、一目瞭然ですよ。我々素人が見たって、今までとちょっと違うなというのは一目瞭然なので、そういう点も含めて検証するのか、その点についてお答えいただきたい。私としては、改めて新たな入札によって総合的な管理体制を行っていくということを強く求めるんだが、その点についてはどうか、その2点について。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。岩瀬総務課長。

○総務課長（岩瀬 章君） お答え申し上げます。ご質問の契約解除をした後に新たな契約をとというご質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、契約解除状況も含めまして、契約書の規定がございます。この辺にどのように抵触、あるいは関係するのを含めまして、今回の契約変更につきましては、急な対応の面もございました。今まで口頭等によりまして業務内容等の報告を受けてきてございますが、引き続き労働条件等、ご質問の点も含めまして、十分検証をして、改善ができる部分につきましては、対応してまいりたいと考えます。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 産業廃棄物問題で2点ほど伺っておきます。一つは、さっきの私の質問の中で、コンクリート殻については特定できないと。県に確認したところ、実際に現地に入ったということは事実なんですね。だけど、それも埋設されていたものを現認したと。それも事実なんです。しかし、それがいつ、だれがどういう目的でやられたのかが特定できないと、こういう県の回答だった。それでいいと思うんですけど、それじゃ、特定できないままでこの処分場を粛々と県は書類上の体裁を整えて進めていくのかということなんです。つまり、今日も午前中に土屋議員がああ土地の歴史的経過を言っていましたけど、まずあそこは小川が流れ、山林と田畑があって、それを東急不動産がリゾート開発のために全部買い上げた。その中の一部がバブル経済のもとで、東急としてはリゾート開発上、必要なくなったんで、第三者に売り渡したと、こういう話です。

その歴史的経過を見れば、そこにコンクリート殻があるということ自体は、鵜原の住民が捨てるはずはないわけで、東急不動産が捨てたか、あるいは、その後、東急不動産から買い上げた第三者が捨てたか、それ以外にない。あるいは、全く第三者が夜陰に乗じてあそこに不法投棄したか。でも、埋設されているというんですから、埋め戻しされているというんですから、それもちよっと考えにくい。そういった場合に、その殻がどういう性質のものなのか、コンクリート殻といったっていろいろありますから。あるいは現在の持ち主がどういう経過であその土地を維持管理していたのか。そういう聞き取りなどをしていけば、少なくとも特定できないというはずはない。仮に特定できないとするならば、県がそのままにして、事を前に進めるというのは、千葉県としては全く不当な話です。行政としては、その辺をどのように県に対して申し入れていくのか。その辺は強く申し入れるべきだと思うんだが、その点について一つ。

もう一つは、3月議会において、これも私の質疑の中で、条例の問題です。条例については、市長はこういう答弁なんです。「条例見直しに当たっての検討状況につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」云々と。要するに、それらがあるから、市条例としてつくる場合には、千葉県の自然環境保全条例などの制定もあるから、いろいろの関係で所有者の同意書の問題とかでなかなか困難だと。今後におきましては、ほかに規制する条例等の有無及び関係機関と協議、これらをやりながら、今後も引き続き検討してまいりたいと考えています、これは半年前の市長答弁なんです。たった半年と言いますが、もう半年たっていると。さっきの答弁では、市条例としては産廃処分場阻止の条例としてはすぐいませんよというけんもほろろな答弁だったんだが、他に規制をかけられるようなことも検討していくんだと。この辺のところはどうなのか。これについては事務方じゃなくて、決起集会の大会会長を務めた市長でありますから、その後の議会での私以外の同僚議員の質問に対しても非常に意欲的な、ある意味、真剣勝負の答弁していますから、これについても答弁をお願いしたい。それが産廃の問題ですね。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。最初に、玉田環境防災課長。

○環境防災課長（玉田忠一君） お答えいたします。コンクリート殻につきましては、県に対し調査等を強く申し入れていきます。以上です。

○議長（板橋 甫君） 次に、藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 3月議会で申し上げたことは、私が常に考えている産廃に対する考え方である。それと行政がどう対応すべきかについてもそうであります。変わっておりません。しかし、この問題は、俗な言葉で言えば、一筋縄ではいかない。あらゆる方策、あらゆる法の見解を調べて、あるいは専門家の指導を得ながらつくり上げていかなければ、基本的には国が条件さえそろえばいいということなんですから、それを今回、最高裁が許可の撤回を求めた。だから、最高裁まで行くだけの反対運動の体力をつけなければ、維持し得ない状況にあるわけです。

したがって、今後の問題についても、せっかく庁内の建設計画検討委員会ができました。副市長が長として対応しておりますけれども、この内容はすべからく、規定のルートに乗った調査検討であっては、回答はおのずと知れてくるわけです。ですから、それをどこか突破口を見出す。それに理屈をつけて対抗し得る、そういう見解をきちっと確立しないと、理論的にも相手方を屈伏させることはできないだろうと考えています。

したがって、今までの委員会はまだ本格的な稼働ではないようですから、そういう中で既設

の理論だけにこだわらず、あらゆることを考えて、手だてを考えてやらなければ、自分たちのまちが、房総一体の廃棄物の処理場になっては困る。それを撤回できるかが大きな試金石ですから、そういう責任もあるので、それを考えれば、はい、そうですかという結論は出ない。したがって、最後の最後まで粘りの気持ちを持ち続けて研究し、その反対の理論をきちっと確立するべきだと、そう私は考えます。そういう方向で今までの議会で私が申し上げてきたことを、この委員会が体していただいて、委員会の活動をさらに積極的にしていただけるものと考えております。

殻の問題で、今、環境防災課長がお答えしましたけれども、これは徹底的な調査と、この問題がどこでしようなくなるという結論が出てくるのか、それも我々は法理論から検証していく必要がある、そういうふうを考えています。ですから、既設の法律だけの見解でなくて、もしこうだったらという仮定を立てて、その仮定にどういうふうに対応できるか、これを研究するのがこの検討委員会の大切な仕事だと思いますので、私はこの考えを委員会の方々に言い残していきたい、そう考えております。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） コンクリート殻については市長からも答弁いただきたいと思っていたら、先に言ってくれたんで、了とします。

そこまで言われているわけですから、率直に言って、市長の最後の仕事の一つとして、ぜひやっていただきたいと思うのは、この間の決起集会で自民党の国会議員や民主党の国会議員が勇ましい発言をしていたわけですよ、3,000人も集まったから格好よくやったんだか知らないけど。その内容をじっと聞いていたんですが、私の印象ですが、具体的な話が一つもなかった。でも、中に一つ、例えば森さんは、法よりも常識が勝つんだというような、そういうニュアンスで言っていた。個人的に厚労省のだれとかを知っているとか知らないとか、そんな話のレベルではないと思うんですよ。国会議員として具体的にこれを阻止するためにどう動くのかということ、ぜひ市長から率直に問いいただしてもらいたい。

民主党の国会議員2人についても、終わってから、早速、国政調査権を使いながら、仲間と一緒に現地に入ってもう一度改めて見て、対応していくと、こう言っていた。いつ来るのか、来たのか。その辺のところはよくわからないので、そういう点についても、市長のほうから具体的にどういうふうな道筋で、あるいはどういう方途で、国会議員としてはどうやるんだというところを明確に市民に示してもらいたい、こういうふうに思うのだが、その点についてどうお考えか。1点だけお伺いします。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） この間の11月24日に拡大委員会の席上で、森元法務大臣が、法よりもやっちはならない常識があると。法がいいからといっていいものじゃないということと言われた。その言葉は重いですよと、私は皆さんに申し上げました。法務大臣をやった方が、既存の法律でいいと書かれているからいいんだということにはならないと否定したわけですから、それは代議士としての責任はあるわけです。それと同時に、この産廃の問題は根本的に国の法律を変えなければいけないと、そう思っています。したがって、その点から国会議員に話をするのはやぶさかではありませんが、ただしっかりしろというだけでは事は進みませんので、その辺は最後の仕事として、できるだけ努力をしたい、そう考えます。以上です。

○議長（板橋 甫君） ほかに質問はありませんか。児安利之議員。

○14番（児安利之君） 最後の国保税のことで、国の通達などについては細かく答弁していただきましたので、了解しました。

ただ国保税なんですけども、私も国保運営審議会長を仰せつかって、いろいろと審議の中でやっていて、確かに財政調整基金全部ぶち込み、たまたま繰越金の中で、再度、それをぶち込んで税額を下げるといふ努力は認めます。評価もします。しかし、結果としては、全県下見ると、さっき言いましたように、1人当たりの医療費と介護分と支援分、それら全部ひっくるめたもので言うと、54保険者中24番目に高いと。一番高いのは野田市とかいろいろあるんですけど、夷隅郡内見ると、残念ながら勝浦市が一番なんです。勝浦市が24番目に高い。御宿が28番目に高く10万6,568円、大多喜町が41番目で9万9,950円、いすみ市が44番目ですから9万8,720円ということで、御宿とは並んじゃってるんですけど、しかし、それでも高いので、ぜひ来年度は何とかこの汚名を返上して、順位がどうのこうのというよりも、市民の暮らしの中で水道料も含めた公共料金なり税をどう軽減していくか。そして、市民の暮らしの一助にしていけるか、このことが大事なことでありますから、この点について最大限の努力をしてもらいたいというふうに思うのだが、予算編成の中でこの辺はどう努力をされるか。その意気込みについて、一言だけお尋ねをしておきます。

○議長（板橋 甫君） 答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君） 今、高く期待されているのはスカイツリーだけだと。何をやっても高いものはいけないんだと、今の経済情勢から言っても、市民、国民の負担になるわけです。今回というか、この予算編成に対しても、先ほど来申し上げているように、非常に苦心に苦心を重ねて、審議会の意向も取り入れるための努力をみんなでした。そういう経験は今のスタッフには伝わっていると思います。そして、ふだん私たちと話しする中にも、この保険料が高いということについては十分な認識を持って、何とか今の市民の生活を楽にできるような手だてを考えなければいけないということは十分承知しているものと考えています。したがって、私はおりませんけれども、予算に反映させるためのできるだけの努力はしていきたいと、そういうふうに考えます。

○議長（板橋 甫君） 児安議員の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終結いたします。

---

## 休 会 の 件

○議長（板橋 甫君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。明12月9日は議事の都合により休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（板橋 甫君） ご異議なしと認めます。よって、明12月9日は休会することに決しました。

---

## 散 会

○議長（板橋 甫君） 以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。  
なお、12月10日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集を願います。  
本日はこれをもって散会いたします。

午後4時59分 散会

---

### 本日の会議に付した事件

1. 一般質問
1. 休会の件